

決 算 特 別 委 員 会 総 務 分 科 会

日 時：平成21年9月4日（金）

決 算 特 別 委 員 会 総 務 分 科 会 会 議 録			
平成 2 1 年 9 月 4 日		開 会	午前 1 1 時 1 5 分
		閉 会	午後 6 時 4 6 分
出席者	委員	東 條 恵美子 大 槻 和 弘 ○阿 部 善 博 江 成 直 士 菅 原 康 行 久保田 隼 夫 岸 浪 孝 志 △藤 井 克 彦 角 尾 彰 央 小 林 一 郎 久保田 義 則	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		宮崎副市長 坂井副市長 山口副市長 長沢企画財政局長 八木総務局長 白井市民局長 川島消防局長 飯田企画部長 野村政令指定都市担当部長 植松企画部参事 原財務部長 佐藤税務部長 白井市民活力推進部長 阿部防災安全部長 井上会計管理者 中島秘書課長 淡野企画政策課長 石井経営管理課長 浅見東京事務所長 古井政令指定都市推進課長 藤田同課区政準備室長 小野さがみはら都市みらい研究所副所長 山本土地利用調整課長 小野沢広報課長 菱山情報システム課長 野村統計室長 笹野渉外課長 大房財務課長 佐藤管財課長 林契約課長 角田公共建築課長 河野税務企画課長 高橋納税課長 小峰市民税課長 加藤資産税課長 松山南市税事務所長 山口津久井税務課長 隠田総務課長 北澤情報公開室長 山田市史編さん室長 大貫職員課長 大用職員研修室長 佐藤職員厚生課長 高橋市民総務室長 片野市民協働推進課長 笹野斎場長 笠原文化国際課長 江成男女共同参画課長 岡崎市民相談課長 鈴木戸籍住民課長 奈良田消費生活課長 橋本橋本出張所長 瀬戸大野南出張所長 竹内城山市民課長 齋藤津久井市民課長 柳川相模湖市民課長 川村藤野市民課長	

	矢口城山地域自治区事務所長 柳川津久井地域自治区事務所長 山口相模湖地域自治区事務所長 中島藤野地域自治区事務所長 井上防災計画課長 設楽防災支援課長 大貫交通・地域安全課長 河野会計課長 柳川選挙管理委員会事務局長 江成同局次長 並木監査委員事務局長 中島同局次長 川辺同局担当課長 大谷副消防局長 湯舟消防総務課長 井上予防課長 岩田警防課長 高木救急対策課長 兒玉指令課長 永瀬相模原消防署長 清水南消防署長 小川北消防署長 前田津久井消防署長
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 小宮同課議事班主幹 竹下同課同班主査 坪井同課調査班主査 田中庶務課長

会 議 に 付 し た 事 件	議案第 7 3 号 平成 2 0 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分） 議案第 8 1 号 平成 2 0 年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算
傍 聴 者	あり
署 名	担 当 委 員 長 担当副委員長

午前 11 時 15 分 開会

○阿部担当委員長 ただいまから決算特別委員会総務分科会を開会する。

出席委員は 11 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の分科会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部担当委員長 異議ないので、これを許可する。
これより審査に入る。

—————◇○○◇—————

議案第 73 号 平成 20 年度相模原市一般会計歳入歳出決算（所管部分）

議案第 81 号 平成 20 年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算

○阿部担当委員長 議案第 73 号平成 20 年度相模原市一般会計歳入歳出決算の本分科会所管部分、議案第 81 号平成 20 年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算、以上 2 件を一括議題とする。

お諮りする。審査の方法は、議事の都合上、一般会計歳入については款別に適宜一括して説明を求めた後、質疑を行い、一般会計歳出については款別に適宜一括し、これに関連する歳入と合わせて説明を求めた後、質疑を行いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部担当委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

なお、財産区特別会計は、市民局に関連する歳出と合わせて審査する。

一般会計歳入本分科会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金及び繰入金から市債のうち歳出費目に直接関連しない部分の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔佐藤税務部長、原財務部長説明〕

○阿部担当委員長 これより質疑を行う。

○江成委員 64 ページの総務費県補助金の備考欄、電源立地地域対策交付金だが、目的とか制度の経緯について説明してほしい。

○大房財務課長 電源立地地域対策交付金は、電源開発促進対策特別会計法という法律があり、水力発電施設の周辺地域振興を目的として、県を通じて関係市町村に交付されるものである。もともと津久井4町はダムが二つあるので、そちらで受けていた交付金だが、合併に伴い、本市で受けることになった。

○江成委員 その交付金で、どんな事業が予定されているのか。

○大房財務課長 公共用施設の整備とか地場産業の支援等の地域活性化事業あるいは温排水関連事業、漁業とか農業関係の事業と幾つもの事業があるが、交付限度額が最高で5,000万と決まっているので、基本的には、地域振興をするというよりも、ダムがあることの地域の理解の促進を図るのが実際のところと感じている。

○江成委員 ダムがあって、水源地として水源をしっかりと守っていくためには、森林整備とか、さまざまな課題があると思う。県の水源税とかは承知しているが、5,000万を最高限度額とするこの交付金で、水源地が持っている課題にどこまで対応できるのか。ほかに、水源地の特性に応じた国の交付金というのはどんなふうに措置されているのかも含めて教えてもらいたい。

○大房財務課長 交付限度額は最高で5,000万ということで、もう少し詳しく言うと、1キロワット時7.5銭という単価が決まっており、発電の電力量に応じて計算される。本市の場合、その計算の結果、二千三百万ちょっとのお金が入ってくるので、消防自動車の購入とかに充てている。正直言って、言われるような意味で、水源地の森林保全というところに充てるまで金額は大きくない。

水源地の関係の歳入としては、決算事項別だと91ページ、雑入の26番、相模川ダム周辺地域振興協力基金交付金が水源地にかかわる交付金である。

○江成委員 感想になるが、水源地の地域保全、自然保全という視点や、水源地特有の課題に対応するには、極めて少ないのではないかという気がする。今後、このことについては、水源地の立場から、市はどう考えているのか。

○大房財務課長 実は、この法律は30年間という時限措置が講じられたもので、もう29年目になるということで、この交付金自体は来年で終わってしまう。したがって、今お話のようなものは、何か別の形で手当にしたいと思うし、県でやっている水源環境保全税の拡充等については、引き続き、要望を図っていきたいと考えている。

○江成委員 101ページ、総務債の合併特例債について、合併のメリットとして、当時、市民への説明がたくさんあったと思う。私もまだ学校現場にいて、当時の市長の後輩や何かから、合併特例債のメリットを大枠では伺ったが、改めて、どういうメリットだったのか伺いたい。

○大房財務課長 合併特例債は、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併旧法と呼んでいる法律に基づいて、新市まちづくり計画に掲載した事業あるいは地域振興のための基金の増勢に使える起債で、毎年度、総務省に事業計画を出して同意をもらうという手続をとっている。

メリットは、1つは起債の充当率が95%と、ほかの起債に比べると高く設定されている。そして、その元利償還金、借りた起債の償還にかかわる経費については、70%交付税の中の基準財政需要額に算入される制度で、メリットとしては、その点だろうと考えている。

○江成委員 旧相模原、旧4町が行った合併について、合併特例債の発行額は、このくらいまではできるという額があるのか。

○大房財務課長 特に限度額という形で規定されているわけではなくて、新市まちづくり計画にのっている事業かどうかの一つの大きな基準になっており、そこにのっているもので、起債の当たるような事業であれば、基本的には起債を起こすことができる。

○江成委員 合併特例債として、今までどのくらいの起債があったのか。

○大房財務課長 平成20年度末現在で、約7億4,000万円を発行している。

○江成委員 率直に言って、合併メリットの生かし方としては、そんなに多くなかったという気がするが、合併当時、私は一市民として聞いていたので、すごくぼんやりしているが、当時、合併にはこういうメリット

があるという感覚と随分開きがあるような印象を持つが、これについてはどうなのか。

○大房財務課長 先ほどメリットの中で、元利償還金の70%が交付税に算入されるという話をしたが、本市は不交付団体なので、基準財政需要額の中には積まれているが、現実的に交付税として交付されるわけではないので、その辺のところを考えると、充当率の部分は別としても、それほど大きなメリットがあるものとは言えないのかもしれない。

○江成委員 合併のメリットは特例債だけではないと思うが、やはり率直に言って、当時いろいろな説明を受けていた中で、財源に関するものではすごく印象に残っていたが、若干開きがあったということを改めて言うておく。

111ページの臨時財政対策債について、決算で49億7,900万と出ている。これについても、大ざっぱな仕組みと、メリットがあるなら聞きたい。

○大房財務課長 臨時財政対策債は、地方交付税制度の一つとなっているが、平成13年度から始められており、大ざっぱに言うと、交付税を交付するための国の交付税特別会計がある。その特別会計に入ってくる原資が不足を来したりして、いわゆる財源不足が生じているが、13年度以前は、その財源不足を特別会計、国が借入れという方式をとっていた。

13年度からは、国と地方の責任分担の明確化という話の中で、国と地方で2分の1ずつ負担しようということになり、地方は、財源不足額の半分以上を臨時財政対策債を発行することによって賄っている。交付税の中で基準財政需要額と収入額とを比べて、収入額が足りない部分に対して交付税が交付されているが、その交付すべき原資が不足を来しているものに対して、この起債によって対応している。メリットとしては、これも不交付団体である本市にとってはというところもあるが、起債だから返すわけだが、元利償還金の100%が交付税の基準財政需要額に算入されるという制度である。

○江成委員 現在までの発行額について伺いたい。

○大房財務課長 今年度、予算で69億組んでいるので、今年度の予

算まで含めて答えるが、平成13年度から平成21年度までの本市分の発行総額は、491億7,580万円である。これ以外に、合併に伴い津久井4町から63億4,780万円が承継されているので、この二つを合わせて総額という形で言うと、555億2,360万円である。

○江成委員 どちらにしても、これは赤字債だと伺っていたが、本市は財政的には健全性をずっと維持している、これからも維持していくという答弁なり方向性が打ち出されているが、その中で、限定的とはいえ、これまで合計555億という市債が発行されていることについて、市民レベルから、財政は健全だ、しかし、これだけやっているということは、どう理解したらいいのか説明してほしい。

○大房財務課長 普通交付税というのは、いわゆる標準的な、日本全国どこでも一定の行政サービスができるように財政の調整機能を持っている。先ほど仕組みについて話したが、臨時財政対策債は基準財政需要額の振りかえ財源として位置づけられているので、国が示す標準的な行政サービスをするためには、欠かせない、必要な一般財源ととらえている。健全であれば赤字債みたいなものは要らないのではないかという話だと思うが、私どもとすると、標準的なサービスをするためには、こうせざるを得ないと考えている。ただ、そうは言っても、発行限度額までむやみに起こすと、当然、後年度の財政を圧迫する形になり、財政の硬直化を招く要因ともなりかねないので、その辺は十分注意した中で、いろいろな公債費に関する財政指標があるので、そういったものをにらみながら、抑制的に発行するということを基本的な考え方としている。

○江成委員 抑制的にということなので、今後もさまざまな財政需要があると思うが、慎重に対応していく必要があるのではないかと思う。

26ページのたばこ税、現年度課税分で39億になっていて、大変大きな税源だと思うが、健康志向で年々減ってきている。健康志向は大変大事だと思うし、私も20年吸って、やめて20年ということがあるが、県の禁煙条例の関係が影響するのではないかと考えているが、どんな考え方をしているか。

○小峰市民税課長 市たばこ税は、例年39億を超えて、非常に貴重

な税収源だが、県の禁煙条例は来年４月から施行される。たばこ税は平成１８年７月に税制改正があり、若干上がっている。合併の影響で、このところずっと上昇傾向で、１９年に４０億を超えて、これがピークということで、２０年度は若干落ちて３９億という状況である。この原因だが、１５年に健康増進法が施行されて、これによって、健康への興味、関心がかなり高まった。それから、近年、喫煙場所の規制が非常に厳しくなっている。それから、昨年７月に成人識別たばこ自動販売機、タスポと呼ばれるものも導入されている中で、愛煙家のたばこ離れが進んでいる状況にある。来年４月からは県の禁煙条例も施行される中で、たばこというのは、吸っている方の健康にも害を及ぼすが、吸い方によっては周りの方にも害を及ぼすということで、功罪あると思うが、我々としては、１円でも多くの税収を上げたいと願っており、そういう意味からすると、非常に複雑な立場である。全般的に、たばこの喫煙者は減っているし、税収も減ってくる中で、本市としては、愛煙家の方には、なるべく相模原市内でたばこを購入してほしいと考えている。

○江成委員 税収が増えても、健康を損なってもいいのかという議論になって難しいと思うが、いずれにしても、景気の関係もあって税収全体が下がっている上に、こういう課題もあるということで、財政移動を図るという大きなテーマの中で、いろいろ苦労はあると思うが、いろいろ工夫して頑張ってもらいたい。

最後に、全体的なことで、経済不況の中で税収がすごく落ち込んでいる。過誤納還付金が過去最大ということもあったが、上向きということが言われているとはいえ、雇用状況を見ると、来年は一層厳しいのではないかとされている。新聞では、南足柄市が１１億何ぼだったか、大変な歳出カットをするということもあって、文化会館の閉鎖とか、保育料、手数料の値上げ等々、市民生活に相当大きな影響があると思う。置かれている状況は相模原と同じではないと思うが、大変大きいと思う。そういう中で、相模原の来年の税収見通しについて、予算編成の基礎的な作業も進めていると思うが、改めて、来年度の税収見込みについて、どう受けとめているのか。できれば、皮膚感覚というか、具体的なものがわかるような

表現も含めて、可能な限り教えてほしい。

○河野税務企画課長 皮膚感覚という答えになるかわからないが、やはり今の状況は、前回、バブル経済崩壊あるいはＩＴバブルの崩壊という、私どもが経験している二つの大きな経済危機、その後の税収がどうなるかという経験をもとに、今、作業を進めている。税務部でも各種の経済指標とか、雇用指数とか、失業率とか、さまざまな数値がよかったり悪かったりしている。税務部としては、大変厳しいという感覚で作業をしているが、９月なので、今後よくなりつつある経済が税収にも好影響を与えるかどうかを見きわめているところである。確かに、個人に関しては、失業率が高くなっているという数字があるが、それも、今後の経済によって、秋口から冬にかけてどれくらい挽回できるかというところで、それとともに、新政権になって、特に今のところは国税を中心に税制改革のいろいろな話が来ているが、地方の税制に関しては、今のところ、なかなか見えてこない。間もなく、そういったこともわかってくるのではないかというところで、私どもとしては、この時点では、厳しいということは確かだが、言ってみれば、台風の進路を見て、どこら辺に落ちつくかというのが、今のところでは見定められない。

○江成委員 厳しいというのをあえて言えば、ことしより、さらに税収は落ち込むのではないかと見ていいのか。

○河野税務企画課長 厳しいということだから、当然そういう意味もあると思うが、どこに落ちつくかは、一番最悪の時点と、我々の経験のあった景気が底を打って、必ず反転するわけだが、それがどうなるかによって、かなりの幅が出てしまうということで、現時点ではその幅が大き過ぎて何とも言いようがない。

○江成委員 具体的見通しといっても、素人ながらもなかなか難しいとは思いますが、そういう中で、見通しは立たない、しかし、予算の編成作業は進めなければいけない。基本的な方針についてどう考えているのかお尋ねしたい。

○大房財務課長 来年度の予算編成だが、私は今、大きく言うと三つ課題があると思っている。その一つは厳しい財政環境ということで、今、

税務企画課長はどうかという話はしなかったが、財務課というのは性的に悪い方に物を考えるので、来年は、相当厳しい財政状況の中で予算を組まなければいけないだろうと感覚的に思っている。

2点目は、これから、時間との戦いが求められるだろうと思っている。政権交代して、とにかくどうなるのかが、まるでわからない状況である。通常なら8月末に出てくる概算要求を見ると、大体、各省がどんなことをやろうとしているのかという情報がとれるので、我々も、要求する各課も、それをもとにいろいろなことが考えられる。それがおくれれば、12月中旬ぐらいに出る地方財政対策なども押せ押せでおくれることも予想されるので、我々予算を組む立場とすると、そういったものがどうなるのかが、今、本当に心配である。そういうことが後ろに行けば行くほど、実務的な作業というのは時間的な制約を受けるので、ことしの場合には、時間との戦いというのは特に求められるだろう。

3つ目は、そういった状況の中でも、来年、政令市ということであれば、政令指定都市としての確かな一步を踏み出す予算をつくらなければいけない年だと思っている。考えというほどのものではないが、私自身の今の考え方としては、こうした三つの壁を乗り越えて予算を組んでいきたい、そのために頑張っていきたいと考えている。

○江成委員 大卒の課題というか、自分なりに、なるほどと思って聞いたが、大きな政権交代があって、マニフェストにも掲げられて、幾つかの制度変更とか政策変更が考えられるわけで、これ自体も、どういうスピードで、どんなふうに行くかわからないと思うが、変わる場合でも、こうしてもらわないと地方としてはやっていけないみたいなのところがあると思うが、制度や政策の変更手順とか、地方との関係でどういうことに留意すべきだということを地方の立場からどんどん言うことが必要ではないかと思うが、その点で何か、こういうところで表明してもらうことが、新政権へ地方の声を伝えることになると思うので、率直なところを伺えればと思う。

○大房財務課長 民主党のマニフェストなどを拝見すると、予算そのものも総組みかえをすとか、ひもつきの国庫補助金は廃止して、かわり

に一括交付金を交付するとか、直轄事業廃止とか、後期高齢者医療制度も見直すとか、いろいろなことが載っているの、それらが具体的にいつ、どのように始まるのかも、今全く不明な状況で、私どもとしては、極力、情報収集に努めているが、手順とかを考える段階に至っていない。ただ、総論的な話で言うと、とにかく地方にしわ寄せのいかないように、地方に來ている財源は、少なくとも現状維持、軽減ともにもっと移譲してもらえればそこにこしたことはないが、地方に財源が行き渡るように、我々も十分目を配った中で、必要に応じて強い声を上げていきたいと考えている。

○江成委員 政権交代の中で、地方分権ということが大きなテーマの一つになっていて、国民が期待した新しい政権だから、地方に押しついたり、しわ寄せしたりということはよもやないと思うが、ぜひ、そういうことをしっかり期待しながら、機会を見て、私たちも率直に地方の立場から主張していきたいと思うが、行政も頑張ってもらいたい。

もう1点、大枠で大きな課題があることはわかった。こういうときは、やはり市民全体がこういう状況をできるだけ具体的に理解して、共通理解を広げながら、市政運営、財政運営をともにしていくことが大事だと思う。私は初めての総務委員会で、正直言って難しいことはわからないが、議員の一人としても、共通理解の幅を広げていきたいと思う。そういう意味で、今後、積極的に財政情報も明らかにしてもらって、できるだけ共通の基盤も持ちながらやっていきたいと思う。

○阿部担当委員長 休憩する。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 開議

○阿部担当委員長 再開する。

○大槻委員 歳入全般について、20年度決算では景気の落ち込みがあったものの、総額では7億3,000万と0.4%伸びているが、この辺の評価をもらいたい。

○大房財務課長 歳入総額が伸びたことについての評価だが、当初予算以外に、いろいろな景気対策を打ったこと等により、歳出、歳入ともに、

若干だが前年度を上回る形になったということで、総額的なものに対する考え方としては、その程度である。

○大槻委員 歳入の確保が市政全般の運営について重要と思うが、20年度の歳入増に向けた具体的、積極的な努力というのはどんな点にあるのか。

○大房財務課長 納税等の環境も非常に厳しいものがあるが、一方で収納確保対策を講ずる中で、それ以外の歳入ということで、広告収入を新たに庁舎へのモニターの設置を行うといった部分で取り組んでいきたいと考えている。

○大槻委員 市税の収納についてだが、今後、債権の回収対策の検討部会とか、債権の管理条例の制定とか、話が出ているが、この辺の状況をもう一度伺えるか。

○河野税務企画課長 市税並びに他の手数料等の所管課から成る市税等徴収対策推進本部会議を19年度から設置している。名称は違うが、以前も同様の対策をずっとやってきている。この本部会議の中で、年度ごとに徴収対策のいろいろな取り組みについて、年度当初に目標等を設置して、これまで国民健康保険税とか保育料について、今後、一元化をどうするかという中で、納税課の職員がノウハウを持っているので試行的にやってみるとか、いろいろな取り組みをしている。前回のアクションプラン等の中にも、収納の一元化あるいは条例の制定というのも入っていたが、徴収金ごとの制度の中の課題がいろいろあって、なかなかうまくいかなかった。そういった中で、改めて、組織のあり方、あるいは債権回収の環境整備の一環としての条例の制定を本格的に検討した方がいいのではないかということで、ことし、専門部会を設けて、他都市でもいろいろな取り組みをやっているが、必ずしもうまくいっているところばかりではないという状況も踏まえて、本市の条件に見合った体制と条例を一緒に考えていくということで取り組んでいるところである。

○大槻委員 今、他市でもなかなかうまくいっていない状況がある中で、本市の特性に合わせたという話があったが、本市の特性というのはどの辺にあって、実際に他市のうまくいっていないところを克服しながら、

未済額の低下とか、収納率の向上を図っていかれると考えているのか。

○河野税務企画課長 専門部会を設けたが、まだ1回目をやったばかりで、すぐに2回目を行うが、相模原は首都圏のベッドタウンにあるということで、地方の隣近所をだれでも知っているという環境とは多少違うということがあると思う。本市は、特に税については、収納率も他市と比較して比較的上位になっているが、ほかの手数料等については、ノウハウ等の関係で、なかなかうまくいっていない部分があるので、特に市税以外のところをどういうふうに持っていくか、どういうふうに債権確保の手続にのせていけるか、恐らく、その辺が大きな課題になっていると感じており、その辺について、他都市の取り組みを検討している。

○大槻委員 いずれにしても、現場の収納担当の方も大変な事態だと思う。それから、市税以外の部分という課題も挙がってきたので、ぜひ、具体的な形が見えるように、知恵を出し合って検討して、向上に向けた形の活動を続けてもらいたい。

○東條委員 19年度、市税も少なくなっていたという中で、今年度の歳入不足見込みがわかるか。横浜市では当初予算に比べて215億ぐらい少なくなるというデータも出ているようだが、相模原市はどうなっているのか。

○河野税務企画課長 昨年から特に景気が落ち込んでおり、当初予算時において、それを反映できなかった部分がある中で、なかなか厳しいということはある。特に法人市民税等については、今、底を打つかどうかということで、輸出依存的なところがあるが、今後の状況によっては、まだまだ回復できる可能性も少しはあるといったところで、幅はある。横浜市のように、金額的にはっきり話はできないが、なかなか厳しいということである。

○東條委員 歳入が当初の編成時に比べて落ち込みがあるとか、ふえたという報道がよくされるが、どういうことでそういうことがわかるのかと常々思っていた。相模原市では、そういう情報がなかなか出てこなくて、今も数字はちょっとと言っていたが、ちなみに他市と県の状況も出てくるわけで、そういうものが計算上どうなるのかということは、市は計算でき

ないということなのか。

○河野税務企画課長 年度が始まると、例えば市県民税は6月に課税が始まり、固定資産税は5月ということで、まず、当初、どの程度、課税したのか、それに基づいて、昨年同期で多くなったのか少なくなったのかということで大体は出るわけだが、特に市県民税等については、課税した後、申告していない方がどの程度プラスされるのか、しかも、法人市民税については、決算期によって申告がまちまちなので、そのあたりで、これからどのくらいプラスになるのか、これから申告納付する方がどのくらいになるのかを見きわめるということで、当初課税の段階で見ると、固定資産税あたりはまあまあという数字が出ているが、個人市民税、法人市民税については、ちょっと厳し目という印象はある。市民税等については、未申告の方への調査とか、そういったことで頑張っているのも、今後そのあたりがどうなるかということで、はっきりした数字は幅を持って幾つかはあるが——横浜市の場合は、次、何かアクションをするためにそういう金額を出していると思うが、本市においては、幅があるために、はっきり幾らとは言えない。

○東條委員 今、幅があると言ったので、どんな幅だかわからないが、もし、教えてもらえるならお願いします。

○河野税務企画課長 幅で見ると数十億マイナス、あるいはプラス・マイナス・ゼロとか、そのくらいの幅まで見ている。

○東條委員 基地交付金の関係だが、マイナスになっている。これは毎年、金額が変わる。この交付金は来ないとわからないと思うが、本来は国がどう査定してこうなるのか。

○笹野渉外課長 基地交付金の趣旨は、米軍や自衛隊の基地施設が所在することによって、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、用途の制限のない一般財源として交付されているもので、基本的な試算方法としては、基地の所在する固定資産の対象資産価格をもとに全国ベースの予算を割り振っていくもので、本来だったら、基地の増減がない限り、大きな変動はないはずだが、平成20年度の交付額、狭い意味での基地交付金で言うと1億5

00万の減額になっている。この主たる原因は、国有提供施設等所在市町村交付金に関する法律の施行令に、地方交付税の算定上の財源超過団体に対して、算定上の財源超過額、基準財政収入額と基準財政需要額の差額が5億円を超えた場合に、その額の10%を生の金額として交付額から控除するというルールが定まっている。これにより、昨年度の交付税の算定上の相模原市の財源超過額が16億超あって、5億円控除して、なお11億の数字があり、その1割ということで、おおむね1億1,000万円の減額になっている。これがいわゆる前年度ベースからの、おおむね、ほぼそれに匹敵する額が減額になっている。

○東條委員 78ページ、基金の繰入金について伺う。たくさん繰入金があるが、それぞれの基金そのもの、20と25と30の目的、ねらいについて説明をお願いします。

○河野会計課長 公共料金支払基金は、公共料金の支払い事務の効率化あるいは軽減化を目的として、平成5年度から3億円で設置されている。従前は、施設の管理や事業を行っている各課が、公共料金の請求を受けた都度、支出命令書を作成し、決裁を受けた上で会計課が審査し、支払い事務を行っており、その当時、年間5,000件程度の支出命令があったと聞いている。基金設置後は、公共料金は支払いのための専用口座から自動振替で支払った後、担当課の予算科目から同額を振りかえにより支出して基金に収入するということで、この方法によって、各課あるいは会計課の支払い事務が軽減され、加えて、自動振替なので支払い漏れとか支払いおくれも防げていると考えている。

○東條委員 公共料金だけではなくて、用品もお願いします。

○林契約課長 用品調達基金は、用品の集中購買、現在、共通物品ということで375品目を実施している。その取得及び管理に関する事務をまとめることで円滑にやっている。定額運用基金ということで、5,000万円を原資に運用している。昨年度の決算では、燃料、ガソリン等が上がって足りなくなり、一般会計から繰入金で8,000万円ほどもらい、逆に収用益ということで決算のときには七千幾らか戻って、その他の利益が出ている分があり、合計八千超えた分が一般会計へ戻った形になってい

る。

○阿部担当委員長 目30 広場基金の繰入金は市民局の部分なので、市民局の最初に答弁をもらうようにする。

○東條委員 それぞれの基金だが、これを基金にすることによってのメリットはどんなことか。

○河野会計課長 個々の担当課が支出命令を切って、個々の単位で支払い事務を行ったということで、事務量的にかなりあったが、今はシステムを使って、振りかえ措置を行うだけで対応できているので、事務的には、非常に簡便、正確になっていると理解している。

○林契約課長 用品調達基金についても会計課と同じような考えでいるが、例えばガソリン等を各課がばらばらに購入する事務手間、または金額等、一括でやった方が適正に購入できると考えている。

○東條委員 臨時財政対策債、私は、残高が20年度ですべての市債の23.8%ということで、今年度また積み増しをして、21年度は500億ぐらいになっているということで、どんどん膨らんでいくことについては、どうなのかという思いがある。臨時財政対策債について、どうなのかという考えを聞きたい。

○大房財務課長 臨時財政対策債は、全体的な起債の残高が減っている中で、構成割合的にはどんどんふえている状況にある。交付団体であれば、元利償還金が交付税の現金という形で来るが、私どもは不交付団体ということで、基準財政需要額には積まれるが、現実的に、言ってみれば市税等のトータルの中で返済していくものなので、この残高の圧縮については極力努力をしていきたいと思っているが、国の交付税制度そのものの見直してみたいなものが行われないと、なかなか抜本的な部分の改善が図っていけない。

○東條委員 国でも国債が膨らんでどうしようもないと言っている状況の中で、では、本市が地方交付税をもらえるようになるのかということについては、需要額と収入額の係数みたいなものも変わってしまう中で、なかなか交付される状況にはないのではないかと思います。ここに寄りかかって組むことについては、私は非常に危機感を持っている。どんどんふえて

しまうのではないかとということで、何か具体的な対策、国からおりてくるからという話ではなく、要するに縮小していくような形をしないとまずいのではないかとと思っているが、そのことについてはいかがか。

○大房財務課長 基準財政需要額の振りかえ財源ということで、標準的な行政サービスを行うためには欠かせないと言ったが、そういった意味で、できれば頼らないようにしたいと思っているが、現実問題としては、なかなかそうもいかないということで、残高を減らすという意味では、発行額を抑制して、償還によって残高を減らすしか今のところは道がないので、発行に当たっては、アクションプラン等で目標数値を定める等の方策も講じた中で、財政指標を見ながら、健全性を維持しつつ、やっていきたいと思っている。

○東條委員 何でも使える借金ということで、非常に気軽に借金ができてしまうところに問題があると思っているので、ぜひ、緊張関係を持って対処してほしい。

○久保田（義）委員 33 ページ、20 年度の決算を見ると、地方交付税が 44 億 9,900 万円、そのうち普通交付税が 35 億 7,400 万円で、前年度に比べると、伸び率 8%、3 億 3,300 万ほどふえている。これは結構な話だが、増額の理由は何なのか。

○大房財務課長 20 年度の普通交付税が前年に比べて 3 億 3,000 万ほどふえた理由だが、20 年度の交付税制度の改正の中で、税の偏在を是正するために総額 4,000 億という措置が講じられ、地方再生対策費が新設されたことによるものである。

○久保田（義）委員 時期的に、恐らく今年度の普通交付税の額もわかっていと思うが、平成 21 年度の金額は大体幾らぐらいなのか。

○大房財務課長 今年度は既に交付税大綱等、発表されており、本市の交付額だが、いわゆる一本算定という新市一体としての算定においては、30 億ほど財源が超過している状態で、結果的には合併算定がえということで交付されているが、交付額は約 38 億 7,600 万ほどである。

○久保田（義）委員 参考までに聞くが、本市のような不交付団体は全国的には何団体ぐらいあるのか。また、政令指定都市 18 市の中で不交

付団体はどこどこなのか。

○大房財務課長 不交付団体数だが、去年は東京都と愛知県と2団体あったが、今年度は都道府県は東京都のみである。市町村については、去年は177だったが、今年度は151団体に減っている。政令市の不交付団体は、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市の5市である。

○久保田（義）委員 景気の悪化で、本市の税収も、これから言うまでもなく大きく減収になると思われる。本市は来年、政令指定都市になるが、その場合の肝心かなめの交付税の見込みがわかるか。

○大房財務課長 交付税については、ずっと交付税改革ということで見直しがされている。また、政権交代もあった中で、総額が幾らになるとか、いろいろな細かな部分が全く不明なので、あくまでも仮の計算になるが、今年度の交付税制度がそのまま維持されたという前提に立って、来年、政令市になれば基準財政需要額も基準財政収入額も増加するので、その部分を単純に今年度の中核市としての計算に政令市分の需要額と収入額の増を足し込んで計算すると、私どもの計算では、ぎりぎり歳入不足、要は交付団体になるぐらいの数字が出ていて、ボーダーライン上ということになる。その辺は、制度がどうなるかによって、あるいは、特にその中で臨時財政対策債がどうなるのか、金額が幾らになるのかによって大きく変わってくるので、何とも言えない部分が多い。ただ、実際交付される交付税の額で言うと、合併算定がえでは、今、大体40億程度もらっているので、それを超えない限りは、合併算定がえの金額が入ってくる。仮に交付団体になっても、交付税としてもらえるお金は、合併算定がえの方が多ければ、そちらの金額になるという仕組みである。

○久保田（義）委員 77ページの不動産売払収入、2億9,498万の内容を教えてください。

○阿部担当委員長 廃道路は管財課になる。

○久保田（義）委員 では、結構である。

○阿部担当委員長 それも後で先に答弁をもらうようにする。

○藤井委員 基地交付金だが、対前年比で見ると、金額では1億600万円ほど減り、パーセンテージ、固定資産税相当額との比較で見ると、

前年度は24.4%だったのが20%と4ポイントも落ちたと私は計算したが、それでいいかということの確認と、本会議でも政令控除はとんでもないという議論があったが、政令控除であれ何であれ、とにかく、これだけ基地の負担に苦しめられている中で、こういう金額と比率の低下があることについて、改めて原点に立ち返って、本来の制度の趣旨である固定資産税相当額の交付を求めるべきだと思うが、改めてその辺の見解を伺いたい。

○笹野渉外課長 昨年度の決算額で見た場合の固定資産税相当額との比較だが、固定資産税相当額を詳細にわたって計算することは難しい状況なので、いわゆる対象資産価格に単純に固定資産税の標準税率を掛けた数字と実績額を比較すると、指摘のとおり、その差額が約40億円ということで、今おおむね5分の1、20%程度になる。そのことについて、政令控除のことも含めて、市のスタンスとして、市米軍基地返還促進等市民協議会と一緒に、基地交付金については、本来の固定資産税の代替的性格という基本を踏まえて、それに相当する予算を確保してもらうように、あるいは政令控除という制度、本来、安全保障にかかる負担については、等しく、国全体で負うべきものと認識している。したがって、現状では、本市を含めて一部の基地所在市町村が過重な負担を強いられている状況がある。そんなことも踏まえて、市民協議会とともに、制度の見直し、あるいは予算の増額等について、繰り返し要請している。また、この制度の見直しに関しては、市が単独で行うだけではなく、同様な状況にある市町村との連携が不可欠と考えているので、全国基地協議会とか神奈川県基地関係縣市連絡協議会等を通じて、また、市単独でも、国に対して繰り返し、同種のことを訴えている。基本的な考え方として、今後も引き続き、可能な限り、あらゆる機会をとらえて、実際の改善に結びつくように、要請等、取り組んでいきたいと思っている。

○藤井委員 このたびの選挙結果により政権が変わるという中で、この問題について、何か可能性というか、情報なり考えなりがあるかということと、関連して、全国的に基地を抱える自治体として、国に対する要望活動は、ある程度、年間サイクルの中でやっていると思うが、通常の時期

とか、ことし、選挙の後ということで、そういう動きというものはないのか。

○笹野渉外課長 国の動向については、基地交付金の問題に限らず、基地問題全体について何か大きな変動があるかどうか、担当レベルだが、防衛省や外務省に一部問い合わせをした。それに対して、先ほど財政の関係でも答えたが、現時点でまだ政権が発足したわけではないし、詳しいことについては、まだ状況が見えないと伺っている。全国基地協議会等の取り組みだが、7月に定例で要請を行っている。それから、神奈川県下の県と基地関係の市が連携して取り組んでいる神奈川県基地関係県市連絡協議会の要請も例年7月に行っており、今年度も既に実施済みである。今後の取り組みについては、特に現時点で、政権交代あるいは選挙結果を受けて動きがあるという情報はない。

○藤井委員 ぜひ、チャンスをとらえて、今後、機敏に取り組んでほしいと要望しておく。

32ページの地方交付税の特別交付税、この決算の金額の根拠とか内訳について伺いたい。

○大房財務課長 特別交付税は、普通交付税と違って特別な財政需要に対応するもので、いろいろな項目にわたって調査書類が回ってくる。それをすべて報告して積算されるわけだが、実は最初の段階で、どういうものがどう積まれてその金額になったかが、本当のところはよくわからないような、実際のところ、どの部分がどのようにカウントされているかが私どもでは把握できないものである。

○藤井委員 ただ、たまたま、もらった資料をいろいろ見ていたら、昨年度と同額である。同額というのは余りないみたいなので、何か理由があるのかということと、もう一つは、書類はいっぱい出すが、その結果について、どこまでが認められたのかはわからないということだが、普通、そういうのは変である。根拠を出せと言われて出したのだから、それについて、結果はこうだと示すのが当たり前ではないか。今度の選挙でも、国の地方の関係がいろいろと話題になり、国直轄事業負担金とか、いろいろなことで改めて問われていると思うが、例えば特別交付税なども、自治体

はちゃんと根拠を出したのだから、その結果はちゃんと示せという議論は今までなかったのか、今後していかないのか伺う。

○大房財務課長 私どもとしては、どういう部分が積算されて、その金額になっているか、もちろん知りたいところだが、他市の動きの中でも、特段そういうことを求めているというのは、明確な形では承知していない。基本的には少しずつ減らしていく方向にあるが、昨年度は災害復旧などもあったので、多分その辺がカウントでもらったと思っているが、同額となったということである。

○藤井委員 わからない、知りたい、だけど教えてくれとは言わないということだが、私は情報開示ということは求めるべきだと思うので、ぜひ考え直して、求めてもらいたいと意見として言うておく。

市債全般にかかわることで、資金調達の仕方という視点で伺いたい、決算年度の2008年度の住民参加型市場公募債ということでやっているものについて、発行額、上乗せの利息、市民の応募状況、できれば経年比較で推移的なところも伺いたい、わかるか。

○大房財務課長 住民参加型市場公募債は15年度から始めているが、20年度は10億円発行している。利息については、直近の国債の利率等を参考にして決定しているが、今回は0.2%上乗せする措置を講じた。応募状況だが、金額ベースで推移を答えると、平成16年も10億円だが、3.5倍で35億程度の応募があった。それから、17年度が2.5倍、18年度が2.3倍、19年度が2.3倍、20年度が約1.5倍である。

○藤井委員 このことについては、議会の場でもいろいろな議論があって、若干応募が減ってきていることや、上乗せ利息とかを含めて、経費がかかる部分もあるということだった。上乗せ利息0.2%というと、10億円に対して幾らなのかと、そのほかに金融機関に払う手数料があるそうだが、それが幾らなのか。これは歳出になると思うが、歳出の何の項目に入っているのか。

○大房財務課長 0.2%の上乗せということなので、10億円で計算すると、上乗せ分の利息の金額は200万円である。手数料だが、事項別で言うと258ページ、公債費の中で公債諸費があり、事務経費にこう

いったものが含まれている。決算額は680万ほどになっているが、発行手数料そのものは、今手元に資料がないが、多分、発行額の0.3%程度だと理解しているので、300万程度だと思う。

○藤井委員 そうすると、300万と200万、500万ぐらいはかかっているということと、担当職員の事務量という話も出ていたが、そういう負担もあるということで、政令市移行との関係で、先日、このたび、全国型市場公募債というものに乗り出そうとしているという話があって、これも資金調達の方法としては同じようなものだから、手数料もかかるし、投資家に対する説明活動もあり、体制としても、金融に強い専門職員の配置がどうしても必要になる。当初はやるかやらないかわからないような感じだったものが、ここでやることになってきたようだが、現時点で、全国型市場公募債をやった場合の手数料を含めた費用負担増は幾らぐらい見込まれるのか。

○大房財務課長 政令市に移行すると、他の政令市もすべてしているが、全国型市場公募債というものを発行するようになる。発行の最小の単位、発行ロットが100億円、手数料はそれに応じて支払うということで、私も、今、情報収集に努めているが、大体0.3%という話なので、100億円に対して0.3%ということになると、3,000万円程度が発行に伴う手数料となる。それから、IRという話もあったが、それ以外に、通常、格付というのを行う。いろいろな格付機関があるが、そういうところで客観的な評価をしてもらうのにも、大体300万円程度はかかると聞いているので、そういった部分の経費負担は増大する。

○藤井委員 全国型市場公募債で資金調達をやることに伴い、経費のふえる部分、それから、職員の体制として必要になってくる部分、これはこれまで政令市移行に当たっての財政シミュレーションなり人員体制として説明を受けてきた中に含まれていたのか。

○大房財務課長 政令の説明の定数の話の中では、その部分は含んでいない。現行の財務課の職員体制の中で対応していきたいと考えている。

○藤井委員 今のは、職員体制については、現行の体制の中でやっていくということなので、政令市移行のシミュレーションに入っていないと

ということと、費用負担については答えがなかったが、それは財政シミュレーションには入っていないということでもいいのか。

○大房財務課長 失礼した。先ほど言った3, 000万程度の費用負担についても、厳密にそこまでシミュレーションの中では積み上げていないと承知している。

○藤井委員 財政的にも、人員体制的にも、もっときちんと考えなければいけない部分があるということを指摘しておきたいのと、本当にそこまでしなければならないのかというか、確かに政府系資金が縮小されてきているという全体の動向があるにしても、相模原の財政規模は、もともと他市に比べて小さいという特徴があると思う。そういう中で、あえて証券会社のようなことをやらなくても、工夫すれば、従来型の銀行やいろいろなところの中で、やろうと思えばできるのではないか。そういうふうにするようにできないのか。何もこんなことをする必要はないではないか、従来どおりやったらどうかと思うが、いかがか。

○大房財務課長 公的な資金の縮小が大きな流れとして進んでいる中で、資金調達の手段は、いろいろな形で確保する必要があると考えている。確かに私どもでは起債の発行額等から勘案したときに、最小ロットが100億円という話なので、ウエートの的には、総額に対して発行する金額が小さいから、どうにかなるのではないかとことを言われるのかもしれないが、最近政令市になった市の状況を見ると、大体100億とか150億ぐらいでやっている。多分、法律では義務づけられていないと思うが、基本的に公的な資金が縮小していく中では、私どもとしては、やはり、全国型の市場公募債を取り入れていきたいと考えている。

○藤井委員 このことも一つの例になると思うが、やはり、どうも政令市移行に伴ういろいろなことが、見せかけというか、見栄というものが先行して、市民のためにどういうことがいいのかということが二の次になっているというか、先に体裁のことが言われてしまう。これも資金調達のあり方として政令市は見本を示せという流れの中に置かれるのかと思うので、そういうことも含めて、疑問は大きくなるばかりだという意見を言って、ここの部分は終わる。

○阿部担当委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、一般会計歳入、本分科会所管部分の市税から交通安全対策特別交付金及び繰入金から市債のうち歳出費目に直接関連しない部分の審査を終わる。

休憩する。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 2 時 1 2 分 開議

○阿部担当委員長 再開する。

一般会計歳出の審査に入る。

議会費の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔今田議会事務局長説明〕

○阿部担当委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、議会費の審査を終わる。

総務費、土木費及び災害復旧費の本分科会所管部分、防災費、諸支出金、予備費並びに関連する歳入の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔八木総務局長、飯田企画部長、白井市民活力推進部長、阿部防災安全部長、佐藤税務部長、柳川選挙管理委員会事務局長、並木監査委員事務局長、原財務部長説明〕

○阿部担当委員長 これより質疑を行う。

○佐藤管財課長 休憩前の歳入の審査の中で、久保田義則委員から質問のあった不動産売払収入の普通財産一般については、普通財産のうち、遊休地または不必要となっている未利用地等について、原則、売り払いをしている。平成 20 年度決算、2 億 9, 4 9 8 万円のうち、管財課所管分としては 1 億 3, 0 8 5 万円だが、これは昨年度、4 件、一般競争入札で普通財産の未利用地を売却したものである。

○久保田（義）委員 関連で何点か質問するが、未利用地、遊休地を

処分することは大変結構なことで、市内にも相当、未利用地とか低利用地、遊休地が見受けられるが、地価が上がっているときは慎重に処分すべきだと思うが、恐らく、当分の間、地価が上昇するようなことはないと思う。そうした中で、こういう財政難だから、できるだけ、未利用地なり遊休地、低利用地、こういうものは努めて整理、処分することが——これは管財の関係だけではなくて道路もそうだが、私自身が見ていて、隣接の人が占有して、特定の人が利益を得ているケースも結構見受けられるので、そういう面では、こういう未利用地は早急に処分すべきだろうと思う。今、競争入札という話だが、入札に何人ぐらい参加したのか。

○佐藤管財課長 4 件入札をしたうち、3 件は 1 名、1 件だけ 2 名の参加があった。

○久保田（義）委員 跡地はどんな方が利用しているのか。

○佐藤管財課長 4 件のうち 2 件は歯科医の方が買い求めて、1 件は個人の方、もう 1 件は不動産業者が購入した。

○久保田（義）委員 この案件については、とにかく今言ったとおり、相当、隣接地の人が占拠しているケースが見受けられる。管理上も問題があると思うので、そういう面では、よく調べて整理することを要望して終わる。

○角尾委員 7 6 ページの目 5 物品売払収入について質問する。こういう時世なので、むだを省くという状況、そして、より資源を活用していく部分として、さまざまな点として、不要物品等売り払いというのは、すごく有効的なものだと思う。そこで、各部署の不要物品売り払いの詳細を教えてほしい。

○林契約課長 契約課で売り払いのまとめをしているが、金額 1, 2 0 8 万円のうち、主なものは車両で、1 9 台分、1, 1 1 3 万円、これが 9 2 % を占めている。平均すると、1 台当たり 5 8 万円で売却したことになる。このうち 7 台が塵芥車で、高額に売却できたものは 2 5 人乗りのバスで 2 4 5 万円、タイヤローダーが 1 5 2 万円で売却された。更新の基準だが、使用年数または走行距離等で判断している。例えば塵芥車の場合、6 年経過または走行距離が 1 0 万キロを超えたもの。売却方法だが、現在

は、売り払いに登録している業者、古物商の資格を持っている者だが、23社あり、そこに指名で売却している。車両のほかには古紙等の売却もある。契約分としてはここまでである。

○佐藤管財課長 管財課所管で答えると、古紙等がある。平成19年5月から、段ボール、新聞、雑誌について、資源取り扱い業者に売却を始めている。また、平成20年度からはオフィス古紙、秘密文書を除いたものを加えて売却しており、平成20年度は総額で81万4,000円である。大きい金額ではないが、これからも資源については分別して売り払いをしていきたいと考えている。

○角尾委員 塵芥車とかバスということを聞いたが、特に塵芥車というのは特殊車両ということで、人気が高いと聞いている。一般的にインターネットオークションとか、通常の一般オークションというのがあり、その方がより高額に売却できるのではと思うが、その点はどうか。

○林契約課長 委員の言うとおり、現在、インターネット等で調べると、他市とか、本市で言えば納税課のインターネットオークション等の売却があるが、実際、売却後の使われ方等、心配な点もあるので、その辺の課題を整理して、できるようだったら、可能なものから実施していきたいと考えている。

○角尾委員 誤解とか悪用等、いろいろな事故防止策の観点では、そういう点に入り込むのはなかなか難しいかもしれないが、鋭意努力した形で実施してほしい。なお、古紙81万4,000円ということで少額と言ったが、ごみであるものがこれだけの金額に変わったということは、大変評価に値すると思うので、これからも努力をお願いしたい。ごみと思っていたものがお金に変わったというのをテレビ等でもやっているの、今後とも情報を収集してもらいたいことを要望する。

○久保田（隼）委員 我が市も来年から政令市になるが、広報さがみはらのあり方として、横浜、川崎では区版を出しているという話も聞いているが、今後、どのような考えがあるのか。

○小野沢広報課長 市民と行政を結ぶパイプ役としての広報さがみはらの重要性は認識している。引き続き、正確で、よりわかりやすい広報紙

の発行に努めていきたいと考えている。

政令指定都市移行後の広報紙の発行については、区民意識や一体感の醸成などの観点から、市政情報や区内の独自の取り組みなどを掲載する区版広報紙を、現在の広報さがみはらと合わせた一体型として発行することを検討しているところである。あわせて、各区のホームページを設け、市政情報を初め、区の紹介や特色、独自の取り組みなどの情報を発信していくことについても、現在、検討しているところである。

○久保田（隼）委員 今、月2回出ているが、回数はどうなのか。

○小野沢広報課長 現在、先行市などを踏まえ、月1回ということで検討している。

○大槻委員 津久井4町の地域自治区版はどのように改編されるのか。

○柳川津久井町地域自治区事務所長 4町まとめて答える。自治区版の広報紙は、現在、A3版の二つ折という形で、8ページで毎月15日に各町で発行している。合わせると2万6,800部になるが、掲載内容は、各町で開催している地域自治区の地域協議会の開催案内とか協議会の結果、地域のさまざまな話題、ウェルネス情報を発行している。今後は、区版の広報に一元化する形を検討している。ただ、8ページでかなりの情報量がある中で、それを補完することも考えていかなければいけないということで、いずれにしても、旧市で発行している回覧板の地域情報紙を新たに発行するとともに、ホームページの拡充とか、公民館報、社協、そういったものとうまく連携を図りながら、サービスが低下しないように考えていきたい。

○大槻委員 4地域自治区、8ページずつ、かなりの量があって、今度、区版に入れ込める量がどうなるか心配だが、補完の意味の地域情報紙、これは回覧板の形式だと思う。加入率が高い津久井地域だから、漏れなく情報は伝わると思うが、紙ベースの広報紙というのは、手元に残っているということで、その後の情報が補完できると思っている。公民館報、また、社協の情報ツールを使うにしても、ちょっと心配だが、地域版の方は区版の広報の中に、多少ページ数をふやしても、その辺を検討することはないのか。

○柳川津久井町地域自治区事務所長 現在、その辺のところも検討している。地域情報紙の中で、回覧の中で残せる方法があるのか、例えばイベントのものを切り取るような形ができるのか、いろいろな案内等、それぞれメモをしないといけないので、その辺の工夫が何かできるのか、ページのアップも含めて、現在、検討しているところである。

○大槻委員 広報紙、それぞれに情報が伝わるという部分で、インターネットを使った市のホームページも大事だが、やはり個別に配られる紙ベースの情報は大切だと思うので、よろしくお願いします。

もう1点、現在も新聞折り込み以外に郵送等で個別に配布されていると聞いているが、20年度の対象件数とか、その辺の推移はどうなっているのか。

○小野沢広報課長 広報紙の郵送だが、21年度の郵送件数は9月1日号現在で1,768件、昨年度は2,193件、平成19年度は2,395件ということで、おおむね2,000件以上に発送している。

○大槻委員 年々減っているように思うが、そういう制度があって、個別に受け取れるという周知はどうしているのか。

○小野沢広報課長 希望の方に郵送しており、原則、広報の周知については、配架等を中心にやっている。郵送料の関係等でそういう形にしている。

○大槻委員 いずれにしても、これからも漏れなく情報が伝わる手段の工夫をお願いしたい。

決算書120ページ、一般管理費、電子入札システムの共同運営費、入札制度の透明性、公平性、競争性の担保、確保が大切だと思うが、その中で、電子入札を運用している。いろいろな方法がある中で、電子入札のメリットはどの辺と思っているのか。

○林契約課長 入札に加わっている方がどなたかわからないという意味で、談合とかがやりにくくなっている点が一番のメリットかと思っている。

○大槻委員 このシステム、いろいろな方法があるのだろうが、現在、相模原市は共同方式と聞いている。要するに、県のシステムに各県内市町

村が相乗りしているということだと思うが、一方、入札制度の改革に積極的に取り組んでいる横須賀市とか横浜、川崎、この辺が市の独自のシステムを運用していると聞いている。その点で、今後も県の共同方式に本市が乗っていていいのか、それとも独自のシステムを開発して、リアルタイムでいろいろな制度を変更する中で運用を図った方がいいのか、この辺の見解はどうなのか。

○林契約課長 非常に難しい点だが、市独自でやった場合のメリットは、市独自の入札制度に沿った合理的なシステムが開発可能という点がある。しかし、実際、独自でやった場合、開発経費の負担がかなり大きいという点が一つある。それから、県のシステムを使っていることにおいて、県は建設業の許可等を受けて事務としているので、それが利用できる点。それから、業者側から見ると、入札参加登録にかかわる事務で、以前、市でやっているのと、市に1回提出し、他の市にもやる、それを繰り返していくということがあり、かなりデメリットがある。また、市にとっても、今、入札参加登録を神奈川県にするのが原則で、それに付加して、各市に登録するというシステムになっている。相模原市に登録する、何市に登録するという登録のための事務だけで、職員の人数、時間がかかる点がデメリットと思っている。

○大槻委員 結局は、独自のシステムをつくったときに、システム開発、また、人的な負担が多いと思う。県内の政令市の横浜、川崎が独自で組んでいるが、来年4月以降、政令市移行の段階で、政令市として県のシステムに乗っていくときに、何か変更点があるのか。

○林契約課長 一番変える点は、W T Oと呼んでいるが、世界貿易機関の関係で、政令市になると、地方自治法施行令の特例制度が適用になり、地域要件とかは設定できない一般競争入札を施行するとかになるが、それを電子入札するためには、神奈川県、横浜、川崎、横須賀が神奈川の共同電子入札システムを使っていないが、この中でW T Oをやっているのは神奈川県のみなので、そのシステムの中に相模原市を入れるための経費がかかるということで、今、調整段階にある。

○大槻委員 どの程度の費用が見込まれるのか。

○林契約課長 何百万円単位だと思うが、正確なところは今聞いていない。

○大槻委員 このところ、新聞に入札、積算のミスということが載っているが、そちらの方は各所管、また、契約課の指導で、ぜひ是正をお願いしたい部分もあるが、システムも確実な運用ができないと、参加業者もデメリットが起きるので、ぜひ、しっかりとした運用をお願いして終わる。

○江成委員 1 3 2 ページの情報システム費に関連して、大変な額、1 5 億 3, 0 0 0 万余、これはどういう体制で行われているのか。

○菱山情報システム課長 情報システムの運用にかかわる業務は、大きく分けて、システムの開発とか修正をする部門とホストコンピュータのオペレーションの関係、それとオペレーションの準備とか処理に要するいろいろな変数、パラメーターと言っているが、いろいろな情報処理をするのに当たって日付とか、もろもろの数値を入れていくパラメーターの管理あるいは処理結果の確認あるいは業務所管課との調整、こういうものが一つある。また、機器そのものの監視とか障害対応というもの、大きく分けて、運用するためには、この4種類くらいがあると考えている。このうち、オペレーションとか機器の監視というものはすべて委託でやっているが、それ以外の部分については、基本的に職員が対応しており、間違いのないような運用体制でやっている。

○江成委員 職員対応でしている職員の人数は大体どういう体制か。

○菱山情報システム課長 私ども情報システム課の職員体制だが、私を含めて、現在26名体制で対応している。内訳だが、ホストコンピュータにかかわる職員体制は16名、それ以外に庁内のネットワークとか個別システム、パソコン等の担当を9名で当たっている。

○江成委員 この26名、当たっている方々の専門性というか、コンピューターというと、私なんかから見ると、かなり専門的なことと思うが、この辺はどうなっているのか。

○菱山情報システム課長 私を含めて、すべて一般の事務職である。新規採用の職員も、ほかの課から異動で回ってくる職員もいるが、私ども

の経験等から考えると、私どもの職場に配置になって、約３年間ぐらいは、やはりコンピューターそのものの知識あるいはプログラムを組むに当たって、基本的にコボル言語という言葉でつくるが、このコボル言語を習得するための時間、あるいは一つのシステムを構築するに当たって、相手方の業務がわからないといけない。それぞれの課題というか、克服しなければいけないところがある。そういうところで、約３年間ぐらいは修行というか、覚えてもらう期間と考えており、そこから先、約３年から４年ぐらいが、一本立ちというか、１人でシステムを組む、プログラムを組むという形で、６年ぐらいが一般的かと考えている。

○江成委員 そうすると、３年で修行して、それから第一線で活躍するのが三、四年ということだから、合計で６年とか７年とか、一般の部署よりは在籍年数が長いという傾向があるのは間違いないのか。

○菱山情報システム課長 一般職場から見れば、やはり平均年数は長いと思う。

○江成委員 話を伺うと、一般職として入庁した方がそういう部署に配置されて６年、７年、かなり専門性が高くなるのは結構だと思うが、人材の活用という点からいって、どうなのか。幾つか経験、スキルを高めて市政全般で活躍するという方向性も大事ではないかと思うが、この業務、専門的にわからないが、内容を聞いた限りでは、アウトソーシングしてもいいのではないかという感じがするが、これはできないのか。もし、できないとしたら、あるいはそれを避けるとしたら、どういう理由があるのか。

○菱山情報システム課長 今、私どもで委託できるものについては既に幾つかやっている。具体的には、ホストコンピューターにかかわる操作委託、オペレーション委託と呼んでいる。これとか機器の監視、今、庁内にパソコンとかサーバー等々、いろいろ情報系の機器が入っているが、これの第一弾の故障の問い合わせ等については、ヘルプデスクと呼んでいるが、外注の職員を部屋に置いて、何かあったら、まず第一報はそこに入れてもらって、なるべく職員を帰さないような形で対応している。また、一部のシステムの開発についても、私どもは日本電気の機械を使っているが、日本電気のＳＥに、その辺のプログラム開発等もやってもらっている。専

門性の高い仕事ということで位置づけているので、これからも何でもかんでも委託というわけにもいかない中では、今後、外部委託、アウトソーシングができるようなものがあれば、積極的に対応していきたいと思っている。

○江成委員 既にアウトソーシングをしているというのは当然だと思うが、ちょっと伺ったのは、現在、正規職員が受け持っている部分でも、考えようによってとか、あるいは体制をつくり変えることによって、さらに広げることができるのではないか。それは体制を簡略化するという行革の意味もあれば、人材育成というか、人材活用という点からも、率直に言って、例えば私が市役所に入って情報システム課へ配属されて、6年、7年という年数が過ぎると、どうなのかと。もちろん、能力をどんどん発揮する方もいるだろうが、市政全体について経験を積んでいくという点からは、少し固定化し過ぎるのではないかという感じがする。そういう点も含めて、可能な部分は積極的なアウトソーシングに切りかえていくことも必要だと思うので、ぜひ検討してもらえたらと思う。

徴税総務費について、やはり似たような感じがするので伺いたい。徴税総務費にかかわる税務職員の定数と配置について、現在どのようになっているのか。

○河野税務企画課長 税務部は、現在、定数213名である。そのうち、部長がいるが、税務企画課が6名、納税課が49名、市民税課が53名、資産税課が70名、出先として南市税事務所17名、津久井税務課が17名である。

○江成委員 質問したいのは、例えば市税の徴収までのいろいろなポイントになる作業があると思うが、私どもの非常に素人っぽい考えでは、6月に納税通知をすれば、確定申告が2月から、普通納税の事務作業というのは、かなり一定期間に集中するように思うが、その集中以外の期間はどんな業務が行われているのか。

○小峰市民税課長 市民税課の年間の業務だが、1月から特別徴収あるいは普通徴収の事務が入ってきて、特別徴収は5月、普通徴収は6月に納税通知書を発送するが、これ以降の業務については、当然、納税通知書

発送後はかなりの反響があり、その電話対応等があるが、7月からは扶養調査というものを始める。これでまた新たな課税あるいは漏れ等の捕捉を行う。さらに、未申告者等の捕捉などを10月ごろから始めるが、最終的には催告書を出したり、臨戸訪問、いわゆる個別に訪問して捕捉をしている状況がある。実を言うと、通常の業務に加えて、近年、税制改正がたびたび行われている。今年度は年金特徴ということもあって、税制改正に対する対応業務もかなりのボリュームなので、そういうものもかなりのウェートを占めていて、1月から12月まで、今の時期は年間を通せば手すきの状態かと思うが、それでも扶養調査とか未申告者に対する対応等があるので、年間通して、かなり忙しく仕事をしている状況である。

○江成委員 歳入の方でも滞納を少し解消していくというのが大きな課題だと言われている、忙しくないときに遊んでいると言うつもりではないが、年間を通して、やはり税収をしっかりと高めていく、払うべき人には払ってもらおうという取り組みが必要だと思う。無申告者への対応ということで、いろいろ努力していると思うが、どんなふうにやっているのか、どんな聞き取りをして、どんな対応をして、納税に向けてどういうふうに促しているのかということも含めて、やはり、現在の体制を一たん検証してみる必要があるのではないかという感じを持っているので、この点もぜひ検討してもらって、大変厳しい財政状況の中で収納率を高めることはすごく重要だから、ぜひ、特段の努力をしてもらいたい。

関連して1点、滞納者の中には、お金がないから払えないという人も当然いると思うが、滞納の実態調査というのか、どういう背景があって——中には市政が気に入らないから払わないと——そういうのは通用すると思わないが、そういう人もいるのではないかという気がするが、そういう方々も含めて、やはり市の行政運営のためには、税金を払って住民サービスを受けてもらうのが基本だと思うので、その辺のところがどんなふうに理解されているのかということを含めて、もし、滞納者の実態把握調査みたいなものが行われているなら、その内容を伺いたい。

○高橋納税課長 滞納の状況だが、実態調査ということで特段調査したことはないが、納税相談等を受けている中で、納付できない方は、家庭

とか個々の事情がさまざまあるので、一概にこういうことだとはなかなか言えないが、中には担税力があると思われる方で、なかなか納税の理解をもらえないというところで滞納になる、一方で、このところの景気低迷などにより、社会経済状況が非常に悪いということで、企業の景気が悪ければ、やはり個人にもそれが及ぶということで、納税環境が非常に厳しい状況にあり、そういう方たちが滞納に至るケースが、かなり多いという実感を持っている。

○江成委員 やはり滞納というのは、基本的には、ほっておけないと思う。その方々がどんな環境にあるのか、あるいはどうすれば納税まで持っていけるのかということは、それなりに調べて、できるだけ緻密に対応することも必要だと思うので、その点も含めて、ぜひ積極的な取り組みをしてもらいたい。

きょうの新聞だったか、茅ヶ崎市が納税推進センターを設定して、外部発注してコールセンターのようなものをつくって、専門的な民間の力を活用して収納率を高めるということが載っていたが、本市ではそのような取り組みの検討はしているのか。

○高橋納税課長 茅ヶ崎市において、民間委託を行って、電話によって、割と滞納が軽い方というか、現年度のみ滞納の方を対象に催告をするという記事が確かに載っていた。本市においても、既に国民健康保険税でもそのような体制をとっており、私ども納税課においても、効果等を検証した中で、導入等について、今、研究しているところである。

○江成委員 大変厳しい財政状況の中で、入りをきちんと図るためには収納率の向上というのは一番に挙げられているから、ぜひ、総合的な体制を検討して、税収が少しでも上がるように頑張ってもらいたい。

○久保田（義）委員 121ページの備考欄4、行政界変更事業ということで、実は私もほとんど毎朝、境川を往復していて、相当気になるとこで、見る限り、知る限りでは、相当、境川の大改修によって、それぞれ飛び地があるように感じている。沿線は距離が相当長いが、既に関係者全員に知らしめているのか、それとも分けてやっているのか。

○隠田総務課長 今、旧相模原市と町田市の間境川の改修に伴って

行政界変更事業を進めているが、大和市側の下流から上流へ9期に分けて実施しており、現在3期まで終了して、4期目の作業を続けているところである。

○久保田（義）委員 9期に分けて、第1期から第3期までが行われたということだが、事業結果というか、飛び地の状況はどうなっていたか、解決はついたのか。

○隠田総務課長 行政界変更事業の進捗状況だが、第1期から第3期までの変更事業において、その区間に存在していた70カ所の飛び地のうち、57カ所の飛び地を解消している。今、第4期を進めているところだが、第4期区間には30カ所の飛び地がある。この30カ所のうち27カ所、また、第1期の区間で解消できなかった飛び地の1カ所が解消できる見込みとなったので、町田市とともに、12月定例会で提案したいという準備をしているところである。

○久保田（義）委員 恐らく、この変更事業というのは、飛び地の住民は、相当抵抗というか、難色を示すケースがあると思うが、例えば1団地で全員が賛同しなければダメなのか、それとも1人や2人なら構わないのか。

○隠田総務課長 そこに住んでいる方も含めて、地権者、関係権利者全員に同意してもらわないと変更しないという原則のもとにやっている。

○久保田（義）委員 その交渉に当たっては、相模原市に限らず、町田市と双方でやっていると思うが、どういう手法でやっているのか。一緒にやっているのか、相模原区域は相模原市、町田区域は町田市とか、その点はどうなのか。

○隠田総務課長 町田市とは、常に共同して作業を進めている。その時々で分担して、町田市の職員が行く場合、相模原市の職員が行く場合、あるいは多少難しい地域だと両市の職員が共同で話を伺うといったことでやっている。基本的には、区域の方を一つ一つ個別訪問して、事業の概要あるいは両市の制度の違いを説明して、全員の同意がもらえそうなところに対して、同意書に記入してもらおうというやり方をしている。その間に、やはりいろいろ要望、質問を受けることが多いが、一つ一つ関係機関と調

整して解答することで理解をもらっている。

○久保田（義）委員 とにかく、この全線はすごく長い。関係者も相当いるが、住民に全員に、この事業を進めているという話はしているのかいないのか。

○隠田総務課長 第5期以降の方々に対しては、実施するとなると、関係権利者を全部洗い出す作業から行わなければならない。行政界変更事業をしていること自体は広報等で周知しているが、一人一人のところまでは、まだ話は行っていない。

○久保田（義）委員 とにかく大変な事業だということは想像するが、特に東京都民が神奈川県民になるというのは、結構、抵抗があるのではないかと思う。そうした中で、例えば上矢部1丁目あたりを歩いていると、選挙もそうで、一生懸命街頭でやっていると、東京都だ。あそこも30世帯ぐらいいる。それぞれ川向こうにも相模原の人がいるし、そういう面で、ライフラインとかインフラ整備とかはどうなっているのか。

○隠田総務課長 飛び地が非常に多いので一概に言えないが、基本的には、町田市との協議を担当部局にやってもらって、町田市の下水につながっているところもあるし、相模原市から整備しているところもあって、確かに、ごみの集積所が遠くなるということはあるかと思うが、インフラ自体が非常に困っているという状況にはないと考えている。

○久保田（義）委員 民有地もあるだろうが、空き地などは、恐らく、結構、公共用地があるという感じを受けるが、その利用などは県の単位で取り組んでいるのか、それとも市でそういう口添えをしているのか。

○隠田総務課長 境川沿いの未利用地は、民有地もあるが、国が持っている土地が多いという状況である。その管理については、いろいろ形態があるが、原則として、根岸橋より下流は東京都、上流は神奈川県が行っている。ただ、管理用道路については、一部、町田市と相模原市が管理しているということで、管理形態が非常に複雑になっているが、基本としては、国の持っている用地、特に飛び地部分については、都と県が管理している状況である。

○久保田（義）委員 この事業は本当に大変だと思うが、町田市と相

模原市の経費の持ち方はどうなっているのか。

○隠田総務課長 基本的には、2分の1ずつを負担するということをやっている。

○久保田（義）委員 要望だが、とにかく、お互いに不利益になっていることだから、できるだけ早く整理するように頑張ってもらいたい。

○東條委員 1つ目は入札システム、電子入札になってということではないと思うが、今年度、予定価格を事後公表にしたことによって、さまざまな事故が起こっているという新聞報道などもある。入札状況を見ても、失格者が非常に多くなっているが、その理由を教えてほしい。

○林契約課長 確かに、今年度になってから失格の件数がふえている。今、上半期の7月前の状況で見ると、前年度については、土木では失格がトータルで77件、本年度は7月で執行率50%いっているが37件、倍すると74で、ほぼ同じである。それに対して、建築は前年度は4件の失格の入札件数があった。ただし、今年度、事後公表にした結果、上半期、執行率半分、27件。もしこのままいったとすれば倍なので、かなりの失格が出ている状況がある。それは事後公表によって予定価格を公表していないので、自分の金額を入れたのが低くなったものもあるし、建築の場合には超えているものもたまにある。

○東條委員 入札制度そのものの意味は、たくさんの方が入札することによって競争性が出て、いい工事を安い価格でできるということだと思うが、入札の失格が出てしまって、それも十何件入札できている人が失格となるのがほとんどで、2社とか3社しか札を入れられない、要するに、入札できないという状況が起こってきて、競争性もなかなか難しいということがあり私は思っているが、その認識はどうか。

○林契約課長 失格というか、落札の金額という意味でいいか。

○東條委員 落札したときの金額が下がるということである。

○林契約課長 市としては、低い金額で契約した方が安く済むので、市民の税金の点からはいいのではないかという点から考えると、今、最低制限価格と低入札価格調査基準制度の二通りのやり方があって、国は調査基準価格のみだが、市の場合は両方とも選択してやっている段階で、最低

制限価格を現在主にやっている。最低制限価格についても、今、景気が悪くなってきている段階で、業者にとっても、経営がうまくいかないとか、労働者の払う賃金等がきつくなるということで、今、最低制限価格は全国的に上がるような状況にあり、その上がった状況の中において、平均落札率が土木で言えば82%ぐらいが一番下、建築で言えば八十五、六というところにあるが、今、その中の競争をしているところで、失格になる方が78%とか、以前の調査基準価格をやっている中なら問題ないということで契約していた状況にあるということで、今の世相等の中で、こういう状況にあると思っている。

○東條委員 一方で、仕事がなく困っているような企業がたくさんいる。中小企業も含めて企業の支援をしようと言っているわけで、自分は仕事をしたいと手を挙げたにもかかわらず、それが最初からできない、価格の点で低過ぎてできないというようなことはどうなのか。何らかの形でそれをフォローすることはできないのか。

○林契約課長 金額によってだが、一概に低入札調査を全部入れてしまうと、どこまでできるかとか、品質の面で確保できるかとか、いろいろな点がある。現在、失格になったら保留にして調査するが、その中で48%とか、そういうものについてどうするかという議論はあって、失格基準をさらに設けて、失格基準以下は低入札をやっても失格になる。その中で、失格基準を超えた中と調査基準価格の中にある一番低い金額の方を調査していく。その調査に2週間とかかかっているのも、件数がふえていくと、事務がかなりきつくなる。政令市に移行する中においては、今、小さい企業のことを言っていたが、金額に応じて低入札調査価格を入れている政令市もあるので、その辺については、3月に競争入札参加者選定委員会等で検討するときの課題になると思っている。

○東條委員 仕事が欲しいと言っている企業はたくさんいるわけで、そういう方たちも含めて、どうしたらいい仕事をしてもらえるかというところが入札制度の課題と思うので、今後、いい制度になるように検討してもらえればと思う。

行政委員会の関係で、私は6月議会で一般質問した。どこで聞いたらいい

いかと思ったが、頭に出てくるのが公平委員会だから、行政委員会全般について、公平委員会のところで聞こうということにした。実は大津地裁で判決があって、日額制の問題というのは高裁に行っているが、高裁に行っていることについて情報収集するという答えしかもらえなかったが、もし、情報収集するということであれば、どういう形でして、結果が出なければ、相模原市では日額制の検討をしようと思っていないのか。

○大貫職員課長 6月に質問をもらって、その後、内部で検討しようということになり、今はとにかく情報収集に努めている。今入った段階で、非常に難しいというのが実論である。ちょっと長くなるが、その後、判例自治という判決が出たときに弁護士なり学者が論文を出す、その中でこれを取り上げられていて、大津地裁に訴訟が起こった理由がちょっと特殊で、それを引き合いに出して、この弁護士、大学教授だが、「本判決は法的判断よりも政策的判断を優先させた不当な判決であると評せざるを得ない」というのが結論である。ただ、大津地裁の内容あるいはこの方の論文の内容を見ると、確かに、両方言っていることは納得できる。その後、宮城県で訴訟が起こった。最近では川崎市で6月に住民監査請求が出て、8月に結果が出された。そこで非常に新しいことがわかって、請求は必要ないという判断をされたが、そもそも、地方自治法が出たときに、その権利に応じてこれを支給すると、ただし書きを入れない条文が昭和31年につくられたが、いざ、これが出たときに、人事委員会とか選挙管理委員会、こういう職については、その職務の性格とか責務または勤務の実態に照らして適当でない。したがって、執行機関の委員を念頭に、勤務日数に応じて支給する人は別の方法でできるようにただし書きを設けたという、そもそも行政委員会の方は月額という趣旨でつくられたのが判明した。これについては、多分、理由だと思うが、行政委員の有している職務、態様、責任というのは、単なる附属機関の委員とは違って、判断したことに責任があるから、日額である附属機関の委員とは違うという解釈が出ているので、これを見ると、そう簡単に日額にするとはいえ切れないということで、いろいろ訴訟も控訴になっているので、時間をかけてじっくりやりたいというのが本音である。

○東條委員 そういう意味では、情報がかなりよくわかった。私自身も絶対日額にしなければならないと思っているわけではなくて、どちらかという、どういう判断をして、どういうふうにしていくかということの中で、公平委員会が頭に来ているが、とにかく公平委員会は3回しかやっていなくて、月給にすると20万ぐらいになってしまうという、行政委員会の中でも非常にバランスの悪いことが、公平委員会だったら、こういうことが目的だから、そういうことは妥当だというものがあれば、それはそれで納得できると思う。今後とも、そういう意味できちっと、報酬等というのは市民にとっても非常に注目のところなので、検討していってもら。それから、情報をきちっと収集してもらいながら、今後のことを考えてもらえればと思う。

135ページの防災対策費の3の防災対策普及啓発推進事業、ハザードマップに関するもので、山口県の防府市などで避難勧告がおくれたという事件があって、どうなっているかということで調べた。相模原市は、ことしの3月にハザードマップをつくっているということで、自治会とか、もちろんホームページにも載っているが、実は、つくったことに意味があるわけではなくて、これをどう生かしていくかが大事だと思う。どう生かしていくかというところについて、今、市はどのように行っているか。

○井上防災計画課長 今後、洪水ハザードマップをどう生かしていくかだが、既に関係する市民、特に浸水が想定される地域の市民には、自治会を通じて配布している。特に市民には、ゲリラ豪雨というか、雨の強さとか降り方を、この洪水ハザードマップを一つの参考、目安として、雨が降ったとき、早目の避難を心がけてもらう、こういったところに利用してもらいたいと考えている。そのためには、私ども、今後もこの洪水ハザードマップの関係について、市民周知に努めていきたいと考えている。

○東條委員 対象地域の市民に、ハザードマップを使っの説明会とか研修会はやっているのか。

○井上防災計画課長 地域の方から要望があった段階で伺って、説明している。

○東條委員 このハザードマップを利用するに当たって、割合難しい

問題、結構、専門的なことがあるのではないかと見ていて思ったが、市の担当者に専門的な方はいるのか。

○井上防災計画課長 私ども防災計画課の職員だが、事務職、土木職、建築職、消防職、こういった職種の間で携わっている。特に今回、このハザードマップをつくるに当たって、土木職の職員が担当している。

○東條委員 土木職の方が担当したということだが、市民に説明に行くに当たって、専門職の方は一緒に行っているのか。

○井上防災計画課長 担当の者にも直接行ってもらって、説明なりしている。

○東條委員 何カ所ぐらい説明会をしたか。

○井上防災計画課長 要望があったところは2カ所だった。

○東條委員 対象となる地域は何カ所ぐらいか。

○井上防災計画課長 今回の洪水ハザードマップは、相模川、境川、鳩川、道保川の4河川を対象に作成している。対象となる自治会数で言うと、約50ぐらい該当している。

○東條委員 そういう自治会が50もある中で、まだ説明は2カ所ということなので、少なくとも、その方たちが自分の地域が浸水するかもしれない、そうなったときにどうするということを含めて、やはり積極的に説明に回ることが必要ではないかと思うが、いかがか。

○井上防災計画課長 言われるとおりだと思う。私ども、今後もこの洪水ハザードマップの周知に努めていきたいと考えている。

○東條委員 これから台風の季節に入るので、浸水箇所がふえるのではないかということも含めて、そういう意味では、やはり早急に、50カ所一遍にというのはなかなか難しいと思うが、積極的に携わってほしいと要望しておく。

○小林（一）委員 主要施策成果説明書22ページの視聴覚広報費のインターネット広報、市政紹介冊子等作成費、くらしのガイド、ナイスガイドさがみはら一部改定について、2点まとめて伺いたい。市のホームページ、効率化を目的としてシステムを導入したが、類似語検索はできるシステムになっているのか。

○小野沢広報課長 ホームページコンテンツマネジメント管理システムの導入については、利便性の向上、内容の更新、充実、情報セキュリティの向上、ホームページによくある質問、いわゆる F A Q の一体化に伴う連動性の向上などをねらいとして、トップページのタブ化やイベントカレンダーの追加を行い、見やすさと利便性の向上を図った。また、アクセス解析システムでどのページが多く見られているかなどを知ること、市民ニーズを的確に把握して、市民の必要とする情報をより探しやすい、わかりやすく提供することを目的に導入した。また、検索システムについては、目的のキーワードがはっきりとわからないときのために、同義語検索及び検索候補の自動表示機能を追加した。今回の導入によって、トップページの煩雑さや検索機能の精度の低さなど、当面の課題は改善できている。さらに、多くの市民が利用しやすく、わかりやすいホームページにしていくためにも、今後も利用者の意見を伺いながら、インターネット環境の変化なども的確にとらえて、適宜必要な改善を行っていきたいと考えているが、今年度の広報 2 月 1 5 日号にシステムを改善した周知をしたところ、それ以降、アクセスがかなりふえてきているということで、皆様の利用が高まってきたのではないかと考えている。

○小林（一）委員 関連して、広報費の市政紹介冊子、ナイスガイドさがみはらの改訂版だが、これは全額、広告料で賄えたのか。

○小野沢広報課長 2 0 0 7 年、2 0 0 8 年版ということで、平成 1 9 年度に相模原市印刷広告協同組合との協働により、広告協賛によって製作したが、昨年 2 0 年度は、在庫がなくなってきたことと、今後、政令市移行に伴って、同じく相模原市印刷広告協同組合と 2 2 年 4 月の発行に向けて、今、広告協賛をもとにやっていくということから、広告協賛の影響がないように配慮した中で、2 0 年度については市費負担という形で策定した。

○小林（一）委員 主要施策成果説明書 2 4 ページの男女共同参画啓発経費のハンドブック「お父さんといっしょ」の改訂だが、この改訂のねらい、特色、配布方法、反響について伺う。

○江成男女共同参画課長 改訂の目的、ねらいとしては、子育てハン

ドブック「お父さんといっしょ」について、男女の固定的な役割分担意識にとらわれることなく、夫婦が対等に家事や育児を担い、職業生活と家庭生活が両立できる家庭や社会を築くための啓発誌として、平成9年に初版を作成した。そこから11年が経過する中で、価値観も多様になり、子育てをめぐる環境もさまざまに変化してきたことから、時代や市民ニーズに対応した新たな視点で情報提供を行い、多くのお父さんの子育てに役立つことを願い、改訂版を策定した。特色としては、より実践的なもの、読んですぐに役立つ情報を厚くして、父親が子育てに参加するのが楽しくなるように、また、共働き夫婦10組に、子育ての喜び、悩みなどについて聞き取り調整を実施し、子育ての先輩のメッセージや実際の遊び方などの説明にイラストをたくさん盛り込み、わかりやすく親しみやすいものとした。配布方法は、母子手帳と一緒に配布している。また、転入の方に対しても柔軟に対応している。反響については、市民、配布した方は、とてもわかりやすく、夫婦で子育ての副読本として活用しているという声や、従来の「お父さんといっしょ」を持っている方から、新版が欲しいという声をもらっているということで、いい反響ではないかと考えている。なお、情報を得た他市、他県の自治体の参考本として、また、大学生から、卒論の資料にするために提供してほしいという申し出があった。

○小林（一）委員 男性の育児休業取得状況はどうか。把握したものが何かあったら聞かせてほしい。

○大貫職員課長 本市の事例で挙げると、平成18年に1名、平成19年に2名、平成20年に2名、今年度1名、とっている方がいる。

○小林（一）委員 今の育児休業の取得状況は、なかなか課題があると感じるが、この点について、何か見解はあるか。

○江成男女共同参画課長 男女共同参画社会の推進を図る中で、男性も女性もともに働きやすい、また、子育ても同時に担いやすいということの中では、制度は市でも企業の中でも徐々に進んでいると確信している。ただ、それを取得する中で、働き方とか、いろいろな課題があることから、ワークライフバランスという国が推奨している制度を確実なものにするために、男女共同参画を推進する立場としても、いろいろ庁内の中、また、

企業の中、市民皆様が柔軟な対応をとれるように、施策の推進を図っていききたいと考えている。

○小林（一）委員 少なくとも本委員会に出席の管理職の男性の皆さんは、ぜひ、後輩の方には、そういったことをしっかり啓発してほしいと願います。

24 ページ、文化行政推進費のさがみはら文化振興プラン改定骨子の検討についてだが、特色、ねらいについて伺う。

○笠原文化国際課長 さがみはら文化振興プランの今回の改正の骨子だが、前回のプランとの相違点を言うと、前回は、文化、芸術だけではなく、景観や都市空間の創出など、プランが広範囲にわたっていた。今回は、改定するに当たって、国において平成13年に制定された文化芸術振興基本法に記されている文化、芸術に範囲を絞り、策定を行っている。これは景観行政とか他のプランにおいて、文化の視点が今回の部門別の計画には多く取り入れられていることを考慮したものである。骨子としては、基本理念を「夢かがやき、未来をはぐくむ市民文化都市さがみはら」とした。内容としては、多彩な市民文化活動の推進、文化を身近に感じる環境づくり、市民が誇れる文化の継承、文化を振興するための体制づくりといったことを基本目標に置き、具体の施策について検討している。

○小林（一）委員 この検討の場に参加した顔ぶれ、人数、人選の基準について伺う。

○笠原文化国際課長 このプランの検討委員会は、委員19名をお願いした。内訳としては、旧市、旧町の文化協会の会長が5名、公募市民が4名、教育界から4名、あとは関係団体からということである。人選に当たっては、市民が文化の担い手であることを第一に考え、市民参加を主眼に置いた内容となっている。

○小林（一）委員 24 ページ、企画費のシティセールス推進経費と、さがみはら都市みらい研究所運営費について伺う。1点目は、今まで結果として目玉になってきたが、政令指定都市移行ということで本市をシティセールスしてきたわけだが、来年、政令指定都市に移行するので、その後の取り組みはどう考えているのか。

2 点目は、さがみはら都市みらい研究所の政策研究の成果をどのように公表して、市政にどう生かしているのか。

○石井経営監理課長 政令指定都市移行後のシティーセールスの取り組みについてだが、政令指定都市への移行そのものを本市が持つ魅力、活力を広く市内外に発信する機会としてとらえて、これについては、来年度も引き続き、各種広報あるいはイベント等により発信していきたいと思っている。そして、さらにその先については、平成 19 年度にシティーセールス推進指針を策定しているので、それに基づいて、本年度中に大学あるいは市内産業者などと連携した、いわばシティーセールスサポーターのような組織を立ち上げて、今後の展開を検討してもらうとともに、この組織が市との協働による具体的な事業展開の母体となるような形を進めていきたいということを予定している。

○小野さがみはら都市みらい研究所副所長 政策研究の成果については、市長や副市長、教育長、関連の局部長に報告して、意見をもらっている。また、施策反映性を高めるために、研究内容に関係する部局の職員にも報告会で説明している。また、庁内のほかにも研究の内容を広く発表するために、平成 19 年度に研究所独自のホームページを作成して、すべての政策研究や研究所で調査した各種データを掲載して、市民を初め、全国に発信している。それ以外にも、研究をまとめた報告書については、図書館とか行政資料コーナー、県政情報センターに配布して、広く市民、県民に周知している。

市政への反映だが、主な政策研究で言うと、テーマとして、本市の将来人口に関する研究においては、これまで本市の人口推計については、国立の社会保障人口問題研究所による推計結果を用いていたが、誤差が大きかったため、研究所独自で正確な推計ができるよう研究を行った。この研究結果については、新しい総合計画とか各課で策定している部門別計画に基礎データとして活用されている。そのほか、産業連関表による経済波及効果の研究については、本市の産業構造の把握や分析に活用される産業連関表を作成して、外部機関に委託せずに、市独自に経済波及効果が算出できるような研究も行った。この研究については、本市の産業政策に生かされ

ると考えている。

○小林（一）委員 評価すべき形になっていると思うが、シティーセー
ールスについても、非常に大切な施策なので、より一層の取り組みをお願い
したい。

28ページの美術館整備事業について伺う。美術館検討委員会の検討状
況について、基本理念、性格、機能等を検討したということだが、写真美
術館との関係、方向性について伺う。

○笠原文化国際課長 美術館の検討委員会だが、昨年度中に7回開催
した。こちらから、「相模原市の美術館は、美術、デザインを含む多様な
アートを通じ、人と場と市民文化を育みながら、相模原市の豊かで活力あ
る未来を創造します」といった内容の提言をもらっている。今年度は特に
活動していないが、年度後半でシンポジウム等を開催しながら、市民意見
を集めていきたいと考えている。写真美術館との関係だが、現在のところ、
美術館は美術館、写真美術館には写真美術館の機能があるので、それぞれ
についての考え方をつくっていききたいと考えている。写真美術館について
は、ことしで9回目になるが、フォトシティさがみはらという事業を開催
しており、そういった中から、写真を初めとした映像作品とかを保存、展
示する拠点ということで意義づけていきたいと考えている。今後の美術館
と写真美術館の検討に当たっては、それぞれの検討結果を踏まえながら、
その内容について考えていきたい。

○小林（一）委員 この検討会で専門家の方がいろいろ議論している
と思うが、主な論点と課題、代表的なものだけ紹介してもらえればと思う。

○笠原文化国際課長 先ほど、基本理念について言った。提言書の中
では、キーワードとして、3つのものをはぐくむという視点をとらえてい
る。1つ目が人をはぐくむということで、美術、デザインを含む多様なア
ートを通じて、豊かな発想力や想像力を養い、相模原の未来を構築する柔
軟な思考と社会を通す目を持った市民をはぐくむ。2つ目が場をはぐくむ
として、地元周辺の美大等の教育機関や企業、NPO等の民間とのいわゆ
る産官学による連携、協働を図るといった視点からまちづくりを進めてい
くという視点を持っている。3つ目が市民文化をはぐくむという視点で、

この中では、体験、創作、鑑賞を通じて、現在の多様なアートの世界を身近に感じられる環境を整え、アートを生活に取り込んだ自由で活力ある独自の相模原スタイルとしての市民文化をはぐくむとしている。通常の美術館だと、展示、教育普及、収蔵といった点が活動になるが、この提言書の中では、相模原の独自性ということで、橋本近辺には美大も多いということを念頭に置きながら、ぜひ、まちづくりに対して、美術館の持っているエネルギーを伝えていこうということで、機能の一つにまちづくりということを加えている。これが一番の特徴ではないかと思う。

○小林（一）委員 今後の年次計画を伺う。

○笠原文化国際課長 23年3月に、小山町にある日金工の跡地3,660平米を市に寄贈してもらうことになっている。同時に、3億円を美術館の建設用地として寄附を受けることになっている。用地については、約束事では文化施設としての寄附ということになっている。来年度以降、美術館の考え方について、再度、市民や学識経験者たちから意見をもらいながら、美術館の検討を進めていきたいと考えている。

○藤井委員 132ページの渉外費について、平和思想普及啓発事業だが、代表質問でのやりとりで、オバマ大統領のプラハ演説、核兵器のない世界をとということでの広島市長、長崎市長のいろいろな呼びかけについて、加山市長も共感する旨の答えがあったと思う。その中で、非核宣言自治体都市の協議会のことが出ていたが、決算年度の2008年度の中で、相模原市として、非核宣言自治体協議会を通じた活動はどのようなものがあったのかと、今年度どのようなことがあるのか伺う。

○笹野渉外課長 日本非核宣言自治体協議会と連携した市の取り組みについてだが、日本非核宣言自治体協議会は、主な事業として、活動理念そのものが、全国の自治体、さらには全世界のすべての自治体に、核兵器廃絶平和宣言を呼びかける、あるいは非核宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的としており、その中で事業が展開される。そういう意味では、まず、市で団体から享受しているメリットは、例えば、団体としての非核宣言実現のための要請活動を実施しているとか、情報資料の収集、普及を図っている。また、ホームページによる情報発信、独自の

事業展開をしていると承知している。昨年度は総会に出席して、その中で、協議会として保有する情報等について説明してもらい、資料をもらってきたことと、未宣言自治体の周知等と一緒に取り組ませてもらった。具体的には、昨年は市が行っている平和思想普及啓発事業、主に市民平和のつどいの開催だが、その中では、特にそれを活用したとか連携したという実施はできなかった。今年度は、協議会で独自に実施している事業の中で、自治体あるいは民間N G Oなども利用できるような手づくり原爆展の支援というのがある。これはその資料等を協議会で整理、作成し、送料も含めて貸し出す事業だが、今年度は、本市で行う市民平和のつどいの一環として、手づくり原爆展、主にパネル展示となるが、ミニ原爆展という形で、市の公共施設のスペースを活用して実施する方向で、現在、運営主体となっている実行委員会と協議を進めている。

○藤井委員 オバマ大統領の発言があったせいか、いろいろなことで核兵器廃絶の活動が高まり、広がっていると思う。非核宣言自治体協議会の活動の中でも、今年度、新規事業として追加されたようなことがあるやに聞いている。それについての説明と市としての受けとめ、考え方を伺いたい。

○笹野渉外課長 今年度の日本非核宣言自治体協議会の新規事業だが、市でも取り組もうとしている手づくり原爆展と承知している。今年度の協議会の新たな事業としては、会員都市が姉妹都市となっている海外の姉妹都市の原爆パネル展の支援というのがある。それから、非核宣言自治体協議会以外にも、平和市長会議等、いわゆる核兵器廃絶等を主眼として、自治体等が構成員となっている団体があるが、こちらの各種会議に対する支援も取り組んでいる。本年度の市民平和のつどいの中で、そのうちの一つ、手づくり原爆展については、これを活用して実施していきたいと考えている。

○藤井委員 その中で、海外姉妹都市に向けた原爆パネル展、相模原市も友好都市の関係を結んでいる都市があるが、その辺についての取り組みはいかがか。

○笹野渉外課長 会員都市と姉妹都市になっている海外の都市に対す

る原爆パネル展の実施という事業が新たに協議会で設けられたが、考え方として、本市としては、日本非核宣言自治体協議会の各構成員の市とも連携する形で、国内外で核兵器廃絶の取り組み実現に向けて発信していきたいという考えでいるので、その新たな展開として、協議会と連携して、ある意味、グローバルな、こういった事業に取り組むことも検討に値するものと認識している。具体的に言うと、姉妹都市の交流事業ということになると、相手方もあることなので、そういったことも含めて、今後の事業展開の中で検討していきたいと考えている。

○藤井委員 いろいろな形もあると思うので、ぜひ前向きに検討してもらいたい。

基地対策事業の中で、米軍再編の中での返還4事案についてだが、市内に基地を三つ抱えている中で、補給廠について、キャンプ座間について、米軍相模原住宅地区について、それぞれ関係する事案があるが、改めて、それぞれについて、進捗状況というか、市としての取り組み状況も含めて伺う。

○笹野渉外課長 米軍再編の際に、当時の防衛庁長官が、今後、協議していくことということで約束してもらった、いわゆる返還4事案についてだが、昨年度、市の取り組みとしては、4事案のうちの相模総合補給廠の南側の横浜線と平行した部分、相模原駅から矢部駅の方に抜けていく道路用地の返還を求めているが、こちらについては、延長約2キロメートルの道路の返還を求めていく協議をしていくのに必要な調査測量と概略設計を実施した。キャンプ座間ゴルフ場の外周道路の返還部分については、既にキャンプ座間のゴルフ場の外周道路自体は存在しているので、それを返還させて、実際に既存の道路にどのようにすりつけるかといった具体的な協議のもとになる取り付け工事の検討と、そのための概略設計等に取り組んだ。それ以外の残る2事案、相模原住宅地区の浄水場、いわゆるウォーターフィルタープラントがある長方形の部分と東側の外周道路として用地を返還してもらおうという部分については、補給廠の一部返還に伴う、いわゆる条件工事である住宅移設工事の協議がずっと長引いていたが、先般、国から、今年度、設計を行うと説明があった。この内容を改めてよく確認

した上で、またさらには地元の意見を十分に伺いながら、今後、改めて調査あるいは構造等の概略設計等に取り組んで、周辺市民への影響の軽減、解消といったこともあわせて、協議を進めていきたいと考えている。

○藤井委員 3つの基地ということで単純に見た場合に、住宅地区の方が、何となくおくられているように見えないことはないが、例えば、2008年2月15日付の市の広報、基地返還の取り組みについての説明の中で、返還4事案については、国からの説明内容として、市からの具体的な返還位置、面積等の申請を踏まえ、日米合同委員会の枠組みの中で米軍と協議を進めるということが書いてあるが、まず、市の方でいろいろ煮詰めて、それで初めて日米合同委員会の枠の中に入る、そんなふうにも読めるが、住宅地区の方はそういう作業がおくられているのではないかという印象を持つが、その辺はいかがか。

○笹野渉外課長 今、概略を説明したが、まず、この4事案、比較してみると、補給廠の南側道路については、基本的にJ R横浜線と補給廠の間のスペースということで、特段、周辺に住宅等があるわけではないので、ある意味、構造等、早目に調整することも可能な状況にはある。キャンプ座間の外周道路は、そもそも外周に道路があるので、市はそここのところを活用する形を考えて、返還を求めている。それに対して、相模原住宅地区の2カ所については、周辺にぎっちりと住宅が張りついている状況の中で、例えば、東側の外周道路は、隣接して住宅があって基地があるという状況である。ウォーターフィルタープラント部分も、基本的には横浜水道道に並んだ形で、周りにぎっちりと家が張りついているような状況もあるので、当然、周辺に住んでいる方々のことも考えながらやっていかなければいけない。ただ、いずれにしても、いわゆる返還4事案は、日米合同委員会の枠組みの中での返還ということなので、返還部分をどのようにするかというのは、市の方で十分に精査して、そして、申請していく形になる。ただ、通常の返還事案の協議については、返還の基盤となる考え方を整理した上で、やはり、国、米軍と十分に、あらかじめ協議をする必要もあるので、いずれにしても、4事案はどこが優先順位が高いというわけではないので、基本的には、一日も早く4カ所すべてが順調に進むように取り組んでいか

なければならないと考えている。

○藤井委員 住宅地区の場合は、周辺の住宅の張りつきぐあいとかがあると思うので、ならばこそ、行政が地域と一緒に話題を起こしていくとか、その中でどうしていくかということをも早く議論していかないと、非常に難しいのではないかなと思うので、先に米軍や国と調整する必要があるような話もあったが、やはり、それ待ちになってしまうのか、それとも早々に地域の方々との検討が始まっていくのか、その辺はどうなのか。

○笹野渉外課長 住宅地区については、事情としては、補給廠の17ヘクタールの返還の条件工事である住宅の移設工事がある。その取り合いの関係で、どこにどうレイアウトされるかが、まだはっきりとした形では説明されていないという状況があり、それによって、例えば絵を先に書いてしまうことができないという状況は一つあった。ただ、いずれにしても、そういったことがあったとしても、あらかじめの協議をしていくことと、地元の皆さんと話し合いをしていくことは並行して進めていく必要はあると考えている。

○藤井委員 そういう意味でいくと、今年度中あるいは来年度のいつごろという考えは、今の時点ではどうなのか。

○笹野渉外課長 相模原住宅地区への実際の新しい住宅の配置とか、どういうスケジュールで整備されるとか、そのときにどんな影響があるといった説明をまだ具体的に国の方から受けていないので、それらを受けた段階で、いずれにしても、早期に実現するように取り組んでいきたいと考えているが、この時点で、ことしの下半期なのか、来年の上半期と言う条件にはないということで理解してもらいたい。

○藤井委員 いずれにしても、早いうちから地元住民と話し合いを始めることが大事かなと思うので、早急な取り組みを要望しておく。

職員の服務上の扱い、特別休暇についてお尋ねしたい。新型インフルエンザの対応の中で、例えば、職員の家族が感染した場合にどうするのかについて、以前、国から、その辺のことについて示された方針の中に、特別休暇の取得も含めて検討すると。一律に、こうせよという言い方はなかなかできない問題、性格上、そういうことだとは思いますが、ただ、特別休暇の

取得も含めて検討するという方針が出ていると聞いているが、それで間違いないか確認したい。

○大貫職員課長 5月に国を通して県から、検疫法に規定する停留の対象となった場合と、感染症予防法の規定に基づいて外出しないことが求められた場合の2点については、特別休暇を承認しても差し支えないという通知は出ている。

○藤井委員 その文言は、今回の新型インフルエンザの今後の推移によって考えられると解釈できるか。

○大貫職員課長 考え方は変わっていないと思うが、濃厚接触者の外出抑制等については、神奈川県では若干変えているような雰囲気はある。

○藤井委員 具体的な判断として、結果どうなるかは別にして、必要だと判断された場合には、特別休暇ということで、休んでくれという場合も含めて国は言っていると、その理解は間違いないか。

○大貫職員課長 国や県は、検疫の場合とか、保健所から措置があった場合などは特別休暇ということは言っている。

○藤井委員 相模原市の職員の服務規定、条例なり何なりで特別休暇というものがどういう場合に認められるのかということだが、どうも相模原市の場合は、特別休暇の中にそういうものがないと聞いたが、いかがか。

○大貫職員課長 ないというよりも、解釈の問題で、非常に難しいというのがある。

○藤井委員 条項はあるが、その解釈でどうかというのはいいが、そもそも、その余地のある条項がないと聞いた。それは困るのではないかと、今、質問している。

○大貫職員課長 完全にこうで、読み取れるというのは、今の本市の条項ではないと思う。というのは、途中で改正があって、そのときに一部、改正が追いつかなかったのではないかと。当時、確かめていないので、細かいことは申しわけない。

○藤井委員 私もきょうの昼休みにインターネットで市の例規集を見たら、条例の12条と別表とあった後に、特別休暇の運用について（通知）というのがあって、ものすごい膨大な量で規定されて、全部細かく決めて

いるが、そのことによって柔軟な運用ができる部分が全くないように見える。大急ぎで幾つかの市、例えば堺市と浜松市などを見たら、たまたま、それぞれあって、堺市の場合は、その他、任命権者がやむを得ないと認める場合は云々というのがあるが、相模原市にはこういうのはない。浜松市の場合は、丁寧に、別表の中に、職員の家族または同居者が感染症（市長の定めるものに限る）にかかった場合と、はっきり書いてある。こういうことというのは、必ず休めということは、いろいろな状況の中では簡単ではないと思うし、個々具体的な判断だとは思いますが、しかし、休むことになった場合、特別休暇の規定がなくて特別休暇がとれないということになっては大変お粗末だと思うので、その辺いかがか。

○大貫職員課長 今、別表を見たが、確かに1のところ、本来ならば「等」を入れておいて、読めるようにしておくべきだったと考えている。感染症の予防及び感染症の患者に対する法律による云々の中で、「交通遮断」という言葉があるが、解釈の中で、本来「等」を入れておいて、交通だけではなくて、そのほかでも特別休暇が該当するようにすべきだったと考えている。

○藤井委員 ということなら、この場で責任ある方が、入っていないが、今後、必要な場合はそうすると議会の場で言えば、それは公式の記録となってできるわけだから、やはり、しておくべきではないか。過去にしておくべきだったというふうにとどまらず、今後の問題として、きちんとしてほしいと思う。

○八木総務局長 例えば、ある市では任命権者が例外的にも認めているという規定があるが、特別休暇というのは有給の休暇だから、幅というのは、できる限り狭く解釈すべきだろうという考え方が一つある。新型インフルエンザ、9月末から10月ということで、新聞等々でいろいろ報道されているが、当然、我々職員もいつかかるかわからないし、かかる可能性もある中で、市側にとっては、当然、職員の権利もしっかりと守っていかなければいけないと思っている。そうした中で、先ほどの条例等をいじるのか、あるいは、相模原市は運用通知の中で、個々という具体例でしっかりと判断基準を定めているので、運用基準等を含めた形で鋭意検討した

いと考えている。

○藤井委員 事が事だから、早目に検討結果を出して対処してもらいたい。

○阿部担当委員長 他に質疑はないか。

担当委員長を交代する。

〔阿部担当委員長、副担当委員長と交代〕

○阿部委員 132ページの防災対策費で伺う。昨年8月の豪雨のときに、境川がかなり増水して、一部、上流では決壊したようなところもあったが、そのときに、相模原市南部でも避難をするということで、避難所になっている鶴園小学校のかぎをあけに行ったところ、夏休みということで小学校の校舎の改造工事に入っていて、体育館の中に工事道具とかが山積みになっていて、こんなところに避難させるのかということで、地域でかなり問題になった。そのときはそこに避難するということではなかったのに、生命にかかわるようなことはなかったが、防災対策ということで、市は一体何をしているという声が出ていた。そういう話があったところ、ことしも、ある防災関係の方が同じ地域の谷口中学校の体育館をたまたま訪ねたところ、同じく校舎の改造工事をしていて、また、いろいろな物が詰まっていたということで、一体、市はどういう防災対策をしているのか、こんなところに避難させるのかという話が出ていた。この件に関して市民から、全市的にそうなのか、自分たちのところだけがそうなのか、一体どうしたらいいのかということが出ていたが、市の説明を求める。

○井上防災計画課長 昨年8月末の豪雨の関係で、鶴園小学校を避難所として開設するというので、避難所担当職員を派遣した。避難勧告を発令したのが2時35分、それから、避難所担当者を避難所に向かわせたが、3時ごろ着いたという状況で、体育館をあけたら、大規模改修の関係の机、ロッカーが入っていたということだった。避難所担当の職員は、アリーナ部分がそういったもので埋まっていたが、舞台のところは一部使えるような状況もあったということで、そのまま鶴園小学校の体育館で待機してもらった。このときに、自治会長も一緒にいてもらったように伺っている。

もう1点、本年度、谷口中学校でも同じように大規模改修があって、机、ロッカー等の備品類が体育館のアリーナ部分に入っているという話が自治会長からあった。私どもでは早急に自治会長と相談して、8月中旬だったが、谷口中学校を避難所とする地域の方々には通知等をもって周知した。

今後についてだが、まだ、小学校等、大規模改修が予定されているところもあると聞いているので、関係部署等と連携を密にして、万が一、体育館が避難所として使えないような状況が判明すれば、その段階で代替の避難所も確保して、地域の方に事前に周知したいと考えている。

○阿部委員 状況と対応はわかった。1年たったわけだが、地域の方は、そのときは川の増水だったのでいいが、地震だったときはこの中はどうなっているかとか、いろいろな心配をされていて、私はそのことを聞いて、当時も話をしたが、こういう状況を地元にお知らせしてくれるのかという話と、それから、出張所に言うのか、公民館に言うのか、学校に言うのか、市に言っても、市民部があったり、防災何とか課がたくさんあって、ぐるぐる回って、結局、どことどういう話をすればいいのかわからないということで、非常に緊急を要する話とか、いざという時の話なので、もっとわかりやすく、風通しよく、できれば、どの部のどの課のだれが話がわかっていてとか、それぐらいのレベルでやってくれなければ困るという声が非常にあったし、私もそうだと思っているので、ぜひとも、しっかりと安心して暮らせるような部分が顔の見える行政だと思うので、これは要望する。

同じ132ページの目75情報システム費、備考欄、情報システム業務費の(3)地域情報化経費というのがある。恐らく県で運営している電子申告の部分の経費だと思うが、おとといの産経新聞ニュースを読んでいたところ、これは本市もしくは神奈川県のものではないが、電子申請システムが、4年間で利用がゼロで、8,000万円がむだになったという独立行政法人のニュースがあった。本市の電子申請、電子申告のシステムは県と一緒にやっているが、使ったことがないとか、なかなか使いにくいのではないかという声が非常に多くて、以前も質問したことがあるが、これだけ大きな経費を使っているわけだから、費用対効果という視点も含めて、

利用状況がどうなっているのか、市の評価、現状を簡潔に伺う。

○菱山情報システム課長 電子申請の申請状況だが、この事業は、平成17年度から開始した。平成20年度までの4年間の本市での申請状況だが、合計で4,895件である。ちなみに平成20年度1年間の申請件数は2,389件ということで、スタート当初は件数も少なかったが、若干右肩上がりということで伸びてきている。ただ、1カ月平均にすると、平成20年度、2,389件の1カ月とすると199件ということで、まだまだ利用が少ない。また、啓発という意味で、市民にまだ理解してもらっていないところも課題の一つと考えているので、周知を含めた中で、一層、利用向上を図るような検討をしていきたいと考えている。

○阿部委員 状況はわかった。使ってみるとすぐわかるが、県の仕組みで、神奈川県下、全市町村のデータと、全国だと、もともと総務省がつくったものを改造して使っているところがほとんどなので、そのところで重立ったところ、政令市、中核市、全部調べて見たが、簡単な届け出みたいな形で送るだけのものは、皆さん、かなり便利に使っているが、これも後で市民局のところで聞かせてもらうが、住基カードを使って、ちょっと複雑な仕組みが入ると全く使えない仕組みで、神奈川県でも、私の政治団体というか、政治家の皆さんは、後援会組織の収支報告を3月までに1年分届け出をするが、私も2年前に1回、電子申告で送った。このときはできて、非常に便利でいいなと思っていたら、NHKが来て、全国でこの仕組みを使ったのは16名しかいない、神奈川県では4名だと。県に電話したら、確かにそうだと。ただ、ちゃんと送ってくれたのは阿部さんだけで、あとの3名の方は、電話でいろいろフォローしたりして、ようやくできたという状況で、全国そうだったみたいである。昨年、ことしとできなくて、何でかという、オペレーションシステムがWindows XPのバージョン幾つで、ブラウザが何、どのバージョンという形で制約が大き過ぎて、県のシステムができたときの状態のパソコンで使わない限り使えないという仕組みになっている。県の方と話をして腹立たしいと思ったのは、民間でつくっているインターネットのサービスといえば、携帯電話で使えるとか、iPhoneでできるとか、ほとんどユーザーの環境

に合わせて、いろいろ使える。認証とかセキュリティーの問題というが、クレジットカードを使っていろいろ買い物をするような、さまざまな環境でやっている状況で、いまだにこういう仕組みをずっと使い続けていて、それに何億円もかかって、結局、どれだけ利便性があるのかといたら、簡単な届け出だけで、ファクスでもいいということもあるので、そういう状況は非常によくないと思う。これをまた一々、どうするかということは聞かないが、政令市になって、いろいろ業務もふえて、これを使うような部分もふえるのではないかとすると、やはり、かなり心配になる部分もあるので、決算だから、こういう指摘をして、来年度予算以降では、しっかりとした対応をして、これはチャンスで、今しっかりと対応をしてユーザー本位のものをつくれば、全国に先駆けて、あっという間に話題になるので、前向きに取り組んでもらいたい。

最後に1点だけ、情報システムの部分では、任期つき職員の任用制度を活用して、情報政策担当の参事にCIO補佐という形で入ってもらっているが、民間から来て、文化とか、考え方とか、仕事の進め方とか、違う世界の中で、また、情報システムを全庁的に進めていかなければいけないという非常に大きな取り組みをしてもらったが、最初、3年の約束で、法律の期限いっぱい4年目ということで、その成果というか、取り組んできたこと、それから、今後しなければいけないこと、総括という意味で伺う。

○植松企画部参事 今の質問に答える前に、情報政策ということが何かということに対しては、総務省を初めとして、いわゆる電子自治体、それからe-Japan、i-Japanという形で、かなり議論されている。それは一自治体でできることと、国レベルでやらなければいけないことを十分仕分けしなければいけないということで、まず情報政策担当として、本市がどのような情報を資産として持っているかという把握に努めてきた。本市の現状の総括というのは、今、新しい総合計画とともに、仮称だが、情報マネジメント推進計画を立てる予定にしている中で、今までの情報システムではなくて、新しく情報政策をきちんと位置づけようということで、情報政策とは何かということだが、市政の運営目標、つまり、市としての目標値とか、いわゆる顧客である市民の視点に立って、情報を効

果的に活用していくということをきちんと位置づけていきたい。そのためには、大きく六つの機能が必要だと思っており、そのうち一部分は既に実現されていることもあるが、残りの部分は時間がかかることもあると思う。まず、市政の運営目標と情報戦略をきちんと関係づける。それから、ＩＴガバナンス、それから、ＣＩＯの役割、体制の強化を図っていく。それから、３番目、４番目は今の情報システム部門でやっていることだが、情報システムとか情報流通に対して、きちんとコントロールしていく。それから４番目、情報システムと情報流通を効果的に活用していく。それから５番目、いわゆるＩＣＴ人材、私の見解としては、市の職員がやるべきことと、ベンダーなりアウトソーシングすることを、やはり言葉で言えば、事業仕分けのようなことをして、きちんと峻別すべきだと考えており、その部分も新しい情報マネジメント計画の中では入れていきたい。これが自治体ＥＡとか、総務省が言っている業務システムの最適化。システムはあくまで道具だから、いかに道具をそろえても、業務のきちんとした整理整頓をしていかないと、多分、その部分の実現できないだろうと。

そういったことを情報政策として進めた中で、取り組みとして大きく三つほどあると思うが、１つは情報システムの調達ということで、平成１９年度に担当課、現課向けに調達ガイドラインというのをつくって、いわゆる調達を適正にやっていく。ただ、この部分はシステムが新しい開発の部分だから、既にシステムを使っている、もしくは運用している部分のコストの適正化は、これからきちんと精査していく必要があると感じている。

もう一つ、ＩＣＴ、いわゆるインターネットを初めとした情報機器を活用していくに当たって、１つは庁内のシステムと対市民、その両方の部分をきちんと整理していく必要があるということで、今までそういったことをして、今現在だと政令市のプロジェクトマネジメントとか、そういった緊急時の仕事が入っているので、そういったことを踏まえて、来年の政令市に向けて準備を進めているところである。

○阿部委員 基本的には、政令市に向けた電子システムの改定という部分で、結局は、本来あるべきガバナンスの部分に取り組む前に、まずは政令市のシステムをきちっと稼働させるところにとどまってしまったのか

という印象を持っているが、これがこのままで終わってしまうと非常にもったいないことだと思うので、ぜひ、これをもっと発展させて、また、任期つき職員の任用に関しても、今後もより専門性を持った人をどんどん入れていてもらいたいし、また、新規採用の職員に関しても、情報部門みたいな形で、若い専門性を持った方、また、情報部門だけではなくて、法務関係とか金融関係という話も出ているので、そういう採用も、ぜひ検討してほしい。

○藤井副担当委員長 担当委員長を交代する。

〔阿部委員、担当委員長に復帰〕

○阿部担当委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、総務費、土木費及び災害復旧費の本分科会所管部分、公債費、諸支出金、予備費並びに関連する歳入の審査を終わる。

休憩する。

午後 5 時 0 4 分 休憩

午後 5 時 2 0 分 開議

○阿部担当委員長 再開する。

民生費、衛生費の本分科会所管部分及び消防費並びに関連する歳入、相模原市財産区特別会計の審査に入る。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔白井市民活力推進部長、阿部防災安全部長、川島消防局長説明〕

○阿部担当委員長 これより質疑を行う。

○片野市民協働推進課長 午前中の東條委員の広場基金の質問に関して答える。

広場基金の設置の目的だが、市民のコミュニティー活動を促進するための場としての広場用地をあらかじめ取得することにより、広場用地取得事業の円滑な執行を図るため、基金を設けている。その効果だが、地権者からの買い取り申し出とか買い取り請求に対して、この積立金を活用することにより、用地取得の迅速な対応が図れるもの、あるいは図ってきたと考えている。

○東條委員 ふれあい広場は、自治会の地域２カ所ということで整備していくと記憶しているが、今はどんな状況か。

○片野市民協働推進課長 現在、市内には３７カ所のふれあい広場の設置をしている。

○東條委員 予定からすると、どんな感じか。

○片野市民協働推進課長 旧市においては、全部で２３の各公民館区に二つということで、４６カ所の整備目標である。旧４町については、合併に伴う制度の一元化により、原則として各町には二つということだが、それぞれの地域の状況によって、別途検討することになっている。そういった中で、原則は８カ所になっている中で、３７カ所の整備を完了している。

○東條委員 旧市と４町の合併調整との関係で、３７カ所の箇所数はどんな感じか。

○片野市民協働推進課長 旧市においては、２３の公民館区で３４、旧津久井地域においては、３カ所の設置となっている。

○東條委員 このふれあい広場、旧市だと広場が見つからないということもあって、なかなか設置が進んでいかないような現状があるのではないかと考えているが、現状としてはどんな感じか。

○片野市民協働推進課長 この事業は現在も引き続き進めているが、なかなか適地の選定が難しいという現状もあり、現在、相談を受けているのは１カ所だが、各地域でまだ２カ所の設置が終わっていない地域においては、適地を探すといった中で、今後もこの事業で設置を進めていきたいと思っている。

○東條委員 基金は現在２０億だったか、それで足りると思っているのか。

○片野市民協働推進課長 設置当初は５億円という形だったが、その後、積み増しをして、現在、基金の規模としては２０億としている。取得ということになれば、この基金を活用して取得する。また、新たなところがあれば、一般会計の買い戻しとかの中で、基金に現金を持つような中で繰り返し運用してきたので、今後もそういった形で進めていきたい。

○東條委員 このふれあい広場は、単に子供たちの遊び場という位置

づけだけではなくて、災害避難も含めて、なかなか広いところがないという地域もあると思う。自治会は非常に大変な思いをして探している現状があるので、市も、ぜひ、そのところは努力してもらえたらと要望する。

地域活性化促進事業ということで、地域力の達人というのをつくった費用、92万5,000円ということだが、地域力の達人というのを事例集としてつくったことについて、どのような効果、課題等があったか。

○片野市民協働推進課長 今回の経費は、地域力の達人の印刷をした経費である。この事例集の発行の経緯を少し説明するが、市内で公共的な活動をしてもらっている自治会の活動を広く市民に知ってもらうことが大切と考えており、あわせて、各自治会の同士がさまざまな取り組み事例を共有化することにより、それぞれの活動のヒントになればといったことで作成した。この事例集の作成に当たっては、地域の現場を市の若手職員が体験取材することを通じて、地域活動の理解の促進を促すということで、職員研修の一環として、自治会の協力をもらって取材をして、こういった形にまとめている。この研修は、本年度も実施している。こういった中で、なかなか冊数が印刷できなかったが、こういった取り組みが刺激になって、ほかのところでもさまざまな取り組みにつながっていくのではないかと考えている。

○東條委員 今、冊数が少ないと言ったが、どのくらい印刷したのか。

○片野市民協働推進課長 約2,000冊である。

○東條委員 単価は幾らになるのか。

○片野市民協働推進課長 単価が472.5円で、1,958冊ということである。

○東條委員 私などからすると、広報すること自身は非常にいいと思っているが、印刷費が高いのか安いのかという部分を含めて、職員の方が頑張っつつくるという形はできなかったのかと思っている。いろいろなところで、いろいろな形で市民が活動している中で、印刷費なんていうのは非常に課題になっていて、費用が大変ということもあって、出したいが出せないということもあるので、単純に研修だからとか、自治会だからいい

ということではないと私自身は考えている。そういうことも含めて、今年度も同じようなものを出すということなので、考えてもらえればと思う。

自治会連合会運営費について伺う。地域情報紙を4月から月2回から1回に変更したということがあって、何人かの方から、なぜと聞かれたので、私、先日、市民協働推進課に伺いに行った。財政面ということだったが、この理由について、もう1回伺う。

○片野市民協働推進課長 20年度までは年19回ということで地域情報紙を発行しており、平成21年度からは毎月1回の12回ということである。経費的な面もあるが、一番大きいのは、やはり地域での回覧配布等の負担感の改善を求められており、そういった中で、発行は各地区の自治会連合会で、補助金として市の自治会連合会に出しているもので、自治会連合会等と相談する中で、そういった負担軽減を図るということで、回数を減らした。ただ、情報量によってページ数を減らすということではないので、そういった中で活用してもらうようにさせてもらった。

○東條委員 市では、地域の広報の役割と、どのような組織の情報を掲載しているということは、きちっと把握しているのか。

○片野市民協働推進課長 掲載基準を設けており、そういった中では、掲載者としては、当然のことながら自治会の関係、社会福祉協議会等の地域の関係団体、行政情報も載せているので相模原市、市の関係団体、公益的な活動をしている団体、公民館等の情報について掲載する。

○東條委員 地域情報紙の役割をどのように考えているか。

○片野市民協働推進課長 地域情報紙は自治会の会員に回覧が回るということで、全市的な行政としての情報については、基本的には広報さがみはら、あるいはホームページを使うが、その中でも特定の地域等の自治会に知らせて、効果的な事業実施を図った方がいいものについて、行政からの情報を載せている。あとはそれぞれの地域の祭りとか、いろいろな行事があるので、それぞれの地域で掲載してもらっている。

○東條委員 昔、地域情報紙が出る前は、各戸配布のもの、回覧のものがあり、回覧のものも、かなり自由な形態でできた。自治会の要望によって、同じ形の地域情報紙の中に入れ込む形で、2回になったとって

る。それ以前は、もっと回数は多かった。今度、ここで1回になったということで、広報をつくる側の立場、例えば公民館とか児童館とかは、1カ月に一度のために、タイムスケジュールが非常に押してしまう。その前倒しで企画していかないと間に合わないという状況が生まれている。そういうことについての検討はしたのか。

○片野市民協働推進課長 公民館報の発行回数とか、いろいろあるかと思うが、今も地区の自治会連合会、各地区の中で、毎月1日、15日に回覧するという形で配布物をお願いしているので、そういった中では、個別に事業の催しとかがあれば、そういったお知らせは地区の中で回覧できるようにしているので、そういったことで理解してもらえればと思う。

○東條委員 私が承知している範囲なので、少し古い情報だが、自治会では、個別のチラシが配られることは分けて、回覧板にくっつけなければいけないという手間があるので、地域情報紙に一括してほしいということだったと記憶している。地域情報紙は情報の多さ少なさということの中で出てきたものであって、今の課長の話だと、地域情報紙は1日しか出さないから、15日には個別の情報を出してもいいという了解になったのか。

○片野市民協働推進課長 現在も、市からのいろいろなポスターとか回覧物等について、地域情報紙に載らないような形のものは、個別の各種の団体から配布の依頼等については、承認等をした中で配送できるものは配送しているし、出張所等に持ち込んで、そこから仕分けしてということも行っている。そういった中で、私どもとしては、1日と15日という形を大きく変えているつもりはない。

○東條委員 今の私の質問の答えにはなっていないような感じがするが、どうか。要するに、チラシを少なくするために地域情報紙という形をとったと記憶しているが、今の話だと、そうではない。

○片野市民協働推進課長 確かに負担軽減を図るという中で、平成12年からチラシ等の大量な自治会回覧をやめて、できるだけ地域情報紙に掲載する形をとっている。そういった中で、確かに現在もいろいろな情報について、自治会にお願いして回覧している状況がある。こちらについては確かに負担軽減の問題もあるので、今後そういったところも含めて、ま

た、来年度以降、それぞれの地域でまちづくりを進めていく中で、より地域の情報を載せていくような形、そういった中では、今、公民館報を作成しているような形とか、いろいろな形の中で、一つにできるかどうかかわからないが、地域の情報をより載せるような形で、こちらについては進めさせてもらいたいと思っており、繰り返しになるが、原則は、基本的には広報紙を中心に行うが、特に自治会に知らせて事業実施とかを図っていく効果があるということであれば、やはり今後も自治会の回覧をお願いしていくことになるので、そういった調整をさせてもらえればと思う。

○東條委員 来年4月、政令市と言われて、その中で区ができるということもあって、私自身は、見直すいい機会ではないかと思っている。できれば、地域の中で自由にそのところが構成し、できていくような仕組みづくりをしていくことが大切ではないか。地域特性のものを地域情報紙に載せていくわけだから、それはそういう形のものがいいのではないか。市の情報は市の便りで十分だと思うので、入れたければ、その中にお願いすればいい話で、やはり、きちっと地域の中で完結していくような、1カ月に一度ということではなく、必要なことをどこかできちっと、2回出したければ出せるような形で検討できないかということを含めて、そのことについてはどうか。

○片野市民協働推進課長 回数を何回出すとかは今の段階で私の方では何ともという部分はあるが、今の地域情報紙は行政情報が中心となっており、私どもも、地域のいろいろな活動について載せて周知を図る手段の一つと思っている。それによって、地域の中で、掲示板等に張り出すとか、いろいろな方法があると思うので、そういった中で地域活動が行われて、参加者の増加にもつながっていくと考えており、今言われたようなことについては、市の自治会連合会とも話をするような形で進めることで考えている。地域によっていろいろなので、すべてが同時にというわけにはいかないかもしれないが、我々もそういったことは考えているので、そういった方向で、いろいろ検討したいと思う。

○東條委員 地域性というところが特色なので、よろしくお願いします。
補正のときにも伺った苦情相談の関係で、国民生活センターの苦情の内

容について、今、ネットワークはつないでいるのか。それと、県との関係で、どこかで苦情があって、それが相模原市に来るかもしれないということも含めて、そういうネットワークはどうなっているか。

○奈良田消費生活課長 国民生活センターとの関係だが、全国的にはパイオネットというLANでつながっているところがあるので、その辺の関係でいろいろ情報も来るし、緊急なものだったら、ファックス等でも来る。また、県もパイオネットは同じように共有しているし、国民生活センターと同じように、緊急なものだったら、ファックスは来ている。そういうことで情報は共有している。

○東條委員 以前、町田側で、高い着物をクレジットで買わせられて、結果として、それが余りいい着物ではなかったというトラブルだが、それが相模原の方に来て、そのことがわからなかったということがあった。町田の方でその話を相談員が聞いたので、きちっと内容を聞いて、よくできたということもあったので、そういう意味で、情報をきちっと把握し、早急にそのところがどうなっているかということについて把握していなければいけないと思ったので聞いた。ネットワークの部分も大変だと思うが、よろしく願いたい。

あわせて、相談ではなくて啓発の方だが、やはり、いろいろなトラブルを抱えてしまうのは、知らないからということがあると思う。啓発については、現在、消費生活の方ではどのような事業をしているか。

○奈良田消費生活課長 国の一番基本な法律の中にも、被害が生じてから対応するのではなくて、発生する前に啓発等して、住民が自立するというような位置づけがある。そんな中で、本市の場合、昨年、事業の中で、例えば、毎年5月が消費者月間の事業になっているが、そういう講座とか、最近では啓発も年齢に応じてやらなければならないということがあって、夏休みの8月下旬ごろだが、小学校3年生までの子供を対象に、母親と一緒に、てんびんばかりをつくろうとか、ペットボトルでエコ探検とか、そういうものもやっている。ほかには、消費生活相談員もかなり部分的に、例えば食品が詳しい者、あるいは金融関係に詳しい者、いろいろいるので、そういう者が講師となって、例えば市内の大学などでも、新入生になった

ときに、いろいろなトラブルに巻き込まれないように研修に来てくれとか、そういうもので対応したり、公民館、自治会等の高齢者の集まりに呼ばれて、悪質商法に引っかからないようにとか、そういうことで啓発活動をしている。

○東條委員 相談員の講座だが、20年度はどのくらいやっているのか。

○奈良田消費生活課長 27回やった。

○東條委員 大学とか公民館と言っていたが、例えば高齢者向けとか、成人向けとか、学生向けとか、中身はわかるか。

○奈良田消費生活課長 拾ってみると、例えば大学だと市内の相模女子大とか和泉短期大学など、各公民館に行って高齢者、一般の会社に呼ばれたり、障害のある方の協会に行ったりしている。

○東條委員 私は、啓発がとても大事だと思っている。その中で、費用が余り多くない。地域の達人の費用と考えると、あれは一冊のものであれで、講座というのが、そういう意味では、比重からするとどうなのかと思っている。もっと啓発に力を入れて講座をすべきではないかと考えているので、今後、来年度の予算に向けて検討してもらえればと思う。

○久保田（隼）委員 消防職員の研修費で、資格取得研修というのが。昨年は68人が受けたということだが、具体的にどういう種類の資格なのか。

○湯舟消防総務課長 資格取得にかかわる研修だが、一番大きいのは救急救命士が救急財団に研修に行くときに、1人、大体200万ほどかかる。4人なので800万、そういった内容が多くなっている。それから、高圧ガスの研修あるいは潜水土の研修、そういった経費が主である。

○久保田（隼）委員 その資格を取得すると、給与とか昇級とかに影響があるのか。

○湯舟消防総務課長 特にない。

○久保田（隼）委員 消防士としてどうしても受けなければならない必修の研修というのはあると思うが、基本的なものは何があるのか。

○湯舟消防総務課長 資格ということではなくて、職員に採用される

と、初任教育というのを受けなければならない。県の消防学校で7カ月研修を受けることが消防職員になる最初の研修になる。それから、救急救命の関係の活動に携わる職員は、救急救命士の資格を持っていないと医療行為ができないので、そういった資格を取りに行くことになる。

○久保田（隼）委員 相模原市では救急救命士は何名ぐらいいて、今後、どのくらいの数をふやす予定でいるのか。

○湯舟消防総務課長 現在112名おり、救急隊が16署、48隊あるので、そこに2人ずつ乗せようということで、既にこの7月に配備している。そういった中で、当初目的とした各隊に2人というのは配置できている。ただ、これから退職者が出たり、さらに質を高めていくということになると、順次、研修を進めていかないといけないと思っている。

○久保田（隼）委員 救急救命士というのは、私は全員が取得すれば一番いいという気はするが、なるべく多くの方々にそういう資格を取る機会をぜひ与えてほしい。

それから、座間市において、携帯電話から119番すると、通報者の位置が確認できるというシステムが10月から開始するということだが、本市では、既にこの体制は整っているのか。

○兒玉指令課長 本市においては、平成19年4月から、IP電話とか携帯電話からの119番通報も、通報位置がわかるようなシステムを導入している。

○久保田（隼）委員 昨年の実績はどのくらいあったのか。

○兒玉指令課長 昨年、本市において、119番通報は4万4,378件あった。このうち、携帯電話からの通報が約34%の1万4,935件だった。携帯電話のうち、発信の位置が表示できるのは、GPS機能がついている携帯電話に限られている。この普及率だが、NTTドコモによると、約4割程度ということで、34%の半分以下、携帯電話からの通報の中では14%ぐらいが発信場所の位置がわかるようになっている。このほか、IP電話とかNTTの固定電話からの通報はすべてわかるので、本市に入る119番通報のうち、約80%ぐらいは通報者の発信場所がわかるようになっている。

○久保田（隼）委員 ８０％以外の残りの２０％というのは、具体的にどのような方法で確認するのか。

○兒玉指令課長 発信場所が表示されない場合だが、通報者が正確な住所とか場所を言えばそれで構わないが、それができない場合には、指令システムの中に４万件程度の目標物のデータが入っており、これを活用して場所を特定するようにしている。現実的には、携帯電話で場所がわからないということは屋外、出先なので、通報者から、コンビニとかスーパー、駅とかバス停、そのようなものを聞き出して場所を特定するようにしている。

○久保田（隼）委員 きノウ、磯部の川原から救急要請があったと思うが、そのときは位置は確認できたか。

○兒玉指令課長 きノウ、久保田委員には、１１９番通報をしてもらい、ありがとうございました。最初に通報した方は、携帯電話にＧＰＳがついていなくて、本人も場所が不案内だったようで、たこ揚げをする会場の反対側ということをやっていた。指令員がいろいろ聞き出して場所を絞っていたところ、久保田委員から、三段の滝下広場と言われたので確定できた。

○久保田（隼）委員 宅地用の火災報知器について伺う。現在どのくらいまで普及しているのか。

○井上予防課長 普及するに当たって、世論調査の中でアンケートをとったり、今回も市政モニターアンケートというのがあり、そういった中で見ると、現在、約４割ぐらいの住宅についている。

○久保田（隼）委員 実際に火災報知器がついていた結果、助かったという事例はあるのか。

○井上予防課長 平成１８年６月に住警器の義務づけがあった。それ以降のデータを見ると、市内で約６件ほどの奏功事由というか、役立ったのではないかという情報がある。件数的には少ないが、火災に至らなかったとか、ぼやで済んだということである。

○久保田（隼）委員 できるだけ多くの方が取りつけるように、普及啓発にはもっと力を入れてもらいたい。

○小林（一）委員 消費者保護事業の消費生活相談で、土曜、日曜、休日の相談体制と相談員の報酬単価について伺う。

○奈良田消費生活課長 土曜、日曜、休日の体制だが、相模原市は3カ所の消費センターがある。そのうち橋本の北消費センターは、土日、祝日も午前9時から12時まで、午後1時から4時まで、相談員2名体制で業務を行っている。1日当たりの相談件数は、大体5件から6件程度となっている。相談員の報酬は、現在、日額1万1,700円である。

○角尾委員 目31防犯交通安全対策費の3、防犯灯助成費について伺う。かなりの数の状況で、今回は旧津久井4町の部分が主にということだが、防犯灯の設置において、LEDやソーラーシステムなどの省エネに対しての環境温暖化やCO₂削減などに相模原指数を下げることなどには、かなり費用対効果の枠を超えてもいい状況だろうと思うので、その辺についてどう考えているのか。

○大貫交通・地域安全課長 LED防犯灯の設置促進だが、現在、防犯灯は自治会が設置管理をして、市がそれに対する助成を行っている。今後の防犯灯の方向としては、LEDあるいはソーラーのついた防犯灯が進んでいく、それは環境面、経済面、管理面でも有意性があると思っている。ただ、現在のところでは、高照度型防犯灯と比べて、設置費が大体1.5倍、2倍、それにソーラーをつけると、さらに高価なものになる。限られた予算の中で、現在より多くの防犯灯を設置するという観点においては、まだ課題があると考えている。ただ、今後、生産コストが進んで量産が進めば、さらに単価も下がってくることが考えられるので、今後の動向を注視する考えでいる。

○角尾委員 費用対効果を考えると、導入に踏み切れないのは理解できるが、やはり、地球温暖化やCO₂削減などで考えると、費用対効果だけでは決められない状況もあるのではないかと考える。

それから、市内企業の中でも、LED、ソーラーシステムという省エネ体制のものを製作している工場等もあるので、市内企業の活用あるいはLED、ソーラーシステムという形で値段的にも大分落ちてきている状況にあるみたいなので、今後の状況としては、費用対効果だけではなく、その

枠を越えてでも、設置をしてみようという試みも必要ではないかと思う。

○江成委員 166 ページ、市民生活総務費の市民相談事業について伺う。市民相談ということで、さまざまな問題、課題についての相談があると思うが、どういう傾向にあるのか。

○岡崎市民相談課長 市民相談の内容として最も多いものは相続、遺産分割や遺言に関するもので、次に夫婦関係、第3位としては親族に関するものが多くあった。

○江成委員 例えば、先ほど来問題になっている消費生活のトラブルとか、DVの問題とか、そういうものが市民相談ということで持ち込まれることはないのか。

○岡崎市民相談課長 そのようなことで相談に来る方もいるが、適宜、その内容を聞いて、すぐにそれぞれの課につないでいる。

○江成委員 新聞紙上でDVが原因になっているような大変な事件も続いている、そういう問題に的確に対応して、先ほどネットワークの問題があったが、市民が持っているいろいろな課題、相談に適切、的確、しかも迅速に対応するネットワークが必要だと思うが、DVを例にとった場合、どういうネットワークができているのか。

○岡崎市民相談課長 DVに関しては所管が違うが、市民相談では、男女共同参画と連絡をとって、すぐに相談している。

○白井市民局長 DVの関係だと、ソレイユさがみの女性相談ということで、専門の相談員が相談を受けたり、そこで女性の弁護士に法律相談もお願いして、ある意味、DVなどについても専門的な相談が受けられるような体制をとっている。そこは幅広く相談を受けているが、DVで、シェルターとか一時避難場所へ避難しなければいけないケースだと判断できる場合には、福祉の総合相談課に婦人相談員という方がいて、そちらで生活保護を絡めたりして、入所の措置をする体制をとっている。市民相談課へ行った場合でも、内容を判断しながら、DVで措置なりシェルターなりへの入所の必要があれば、福祉の婦人相談員へ連絡するし、法律的な夫婦間の問題とかであれば、ソレイユさがみの法律相談なり女性相談員へ回す形での連携をとっている。

○江成委員 今、市民が市民生活でいろいろな問題を抱えて、しかも家族関係が希薄になったり、核家族化したり、昔だったら、地域のおじさん、おばさんが気がついて、どうしたのと声をかけるという地域の連携も薄れていく中で、市民にとって、とにかく相談するところがある、そこに行けば話を聞いてくれて、問題解決あるいは自分の困っていることに対応した支援のネットワークがあるということを知らせることは、すごく大事だし、日常の安心につながると思うので、ぜひ、総合的なネットワークを一層充実しながら、市民の安全、安心な暮らしに役立つような相談事業を充実してもらいたい。

○大槻委員 常備消防、非常備消防の関係で、車両購入費についてだが、ここで常備消防 8 台と消防団 8 台、それから、今回の補正で入っていると思うが、配置先を確認したい。

○岩田警防課長 車両購入費だが、消防ポンプ自動車など、消防車両 8 台を更新した。ポンプ自動車 2 台のうち、1 台は相原分署、津久井消防署の本署、救助工作車は南消防署の本署、救急自動車 3 台は淵野辺分署、城山分署、相武台分署、指令車は乗用車タイプのものだが、南消防署の本署に 1 台、広報車は軽車両になるが、上溝分署 1 台、以上 8 台を更新した。消防団については合計 8 台を更新しているが、小型動力ポンプつき積載車は小型ポンプを荷台に積載した形の消防車で、相模原消防団管内に 3 台、城山消防団、津久井消防団、相模湖消防団、藤野消防団、それぞれ 1 台ずつ配置している。消防ポンプ自動車は、相模原消防団に 1 台配置している。

○大槻委員 車両の更新計画があって、このところで消防力整備計画もあって、なおかつ高度化ということがあると思うが、今後、更新に当たって、場合によっては、車のタイプとか、求められるものも変わってくると思うが、どういうもの、どういう車両が求められるのか。

○岩田警防課長 今後、求められる車両の中では、政令市に移行することにより、特別高度救助隊を移行後 3 年以内をめどに創設することで現在準備を進めているが、特殊災害対応自動車、NBC といって、生物、化学、放射性の物質にも対応できる車両も、創設に当たって製作する必要がある。それから、車両だけでなく、そういったものに対応する探査装置

も必要になってくる。それから、合併したことで津久井地域があるので、消防団の常備車両もそうだが、津久井方面においては、四輪駆動車に対応して、現在、更新している。

○大槻委員 現在所有している先ほどの台数に、特別高度という部分でプラスされていくわけか。

○岩田警防課長 そのとおりで、現在、常備車両で138台保有しているが、特殊災害対応車を入れると、1台プラスになる。

○大槻委員 消防の所管とは関係ないかもしれないが、古い消防車は物品売払収入の中には出てこないが、下取りとか、どのように処分されているのか。

○岩田警防課長 更新した消防車両の取り扱いだが、はしご車、化学車などは20年、ポンプ車、タンク車、一般の消防車両は15年をめぐりに更新しているが、ポンプ車、タンク車は、更新後数年間は非常用として、実働車が車検、点検、修理などを行う際の代替車両として使用するほかに、大規模災害等で参集した職員が運用する車両としても位置づけている。その後、廃車もしくは程度のいい車両は、日本外交協会とか日本消防協会を通じて、発展途上国などに寄贈している。平成12年度からそういったことを進めて、これまでコロンビアやエチオピアなど、12カ国に合計21台を寄贈している。特殊な車両なので、これからもこのような対応をとっていきたいと考えている。現在のところ、そういったことで、一般への売却等については考えていない。

○藤井委員 午前中の補正予算の審議の際に、消費生活相談のことで多重債務問題の対応についてやったが、南では北に行ってくれと言われるということだが、つい今し方も、休日の対応ということで、北では土日、休日はやっているという答えて、中央と南については言及がなかったので改めて聞きたいのと、総合的に、今、北と中央と南とで何が違うのか。

○奈良田消費生活課長 実際、北だけでやっているが、相談のうちの8割方は電話相談だが、仮に市民が南とか相模原に電話した場合、北の橋本でやっているというアナウンスが流れる。そういうことで北の方に電話

相談でかかってきている。件数は1日5件から6件ということで、現在は北だけでやっている。それぞれ違うところがあるのだが、休日関係以外は、職員数が北が2名、南が2名、相模原が相談件数が一番多いので3名、そんな形でやっている。

○藤井委員 私が以前かかわった中で、窓口でいうと、多重債務の相談は北に行ってくれと言われた。それは今も同じか、それとも変わったのか。

○奈良田消費生活課長 相談員で完結してしまう多重債務の相談と、弁護士、司法書士にかかわってもらって対応するものが二つある。相談員で終わるものであれば、それぞれの消費生活センターで対応しているが、例えば、自己破産とか任意整理とか、少し難しいような形になるものは、橋本の北消費生活センターで、毎週木曜日に対応している。

○藤井委員 今の消費生活行政、相談業務の中で、三つの施設の位置づけはどう考えているのか。地域担当ということでやっているということか、それとも機能的に差をつけてやっているのか、考え方としては、今どうということなのか。

○奈良田消費生活課長 多重債務の関係が少し違う。多重債務については、実は昨年6月から始めて、11月に少し回数を拡大したり、途中経過的なものになっている。それ以外は余り変わっていない。休日の関係は違っているが、あとは同一と考えている。

○藤井委員 機能的な位置づけということでは、余りはっきりとした答えではなかったが、仮に来年度、政令市になった場合、区との関係で、どういうふうに考えているのか。区ごとにしてしまうのか、それとも、ソレイユのように北にあったとしても、全市的に、市民であれば、どこでもこういうことはソレイユに行くという意味で、例えば北の消費生活センターはそういうものなのか、その辺はどう考えているか。

○奈良田消費生活課長 来年、区が三つになったときも、それぞれの区に一つという形になるが、現在でも近くのところに行ってくれということはやっていないので、市民であれば、三つのセンターのうち、どこに電話してもいいし、例えば南の人が実際に出かけて行って相談したいという

場合、たまたま橋本に行く用事があるから橋本に行こうということも構わない。区に一つという感じではなく、本課に三つの消費生活センターがあるという位置づけである。

○藤井委員 位置づけとしては、想定している区ごとにあるが、区で持っているということにはしないで、あくまでどの施設も全市的なものということはわかったが、できるだけ近いところで充実したサービスが受けられることが望ましいので、やはり充実はお願いしたい。

○阿部担当委員長 他に質疑はないか。

担当委員長を交代する。

〔阿部担当委員長、副担当委員長と交代〕

○阿部委員 決算書 168 ページの戸籍住民基本台帳費の件で伺う。住基カードだが、総務省のホームページとかを見ると、活用していくということで、新しい機能として、セキュリティーの関係で共通のロゴマークが入ったり、QRコードが入ったり、ますます便利になるという紹介があって、案内をもらっている。市のホームページでも、他の市町村で住民票の写しの交付ができるとか、引っ越しの手続きが簡単にできるという紹介を今もしていて、状況はよくわかっているなので簡潔に確認したいが、発行状況、引っ越しとかのサービス、その辺の手続状況、それから、国の事業だからという言いわけは通用しないと思うので、本市として、これをどうしていくかをしっかり明確にしてもらいたい。

○鈴木戸籍住民課長 住基カードの発行状況だが、昨年度末で2万1,169件になっている。そのうち、公的個人認証サービスの電子証明などについては、5,882件というトータルが出ている。住民基本カードの活用についてだが、本来の機能に加えて、ICカードの機能を利用した付加サービスとして、証明書の自動交付機の使用とか、印鑑登録を初め幾つかのサービスについて、既に導入している自治会があるとは承知している。しかしながら、住民基本台帳カードは、外国人登録に発行されないこととか、公的個人認証の機能を有するためには、ICカードリーダーなどの機械の設置が必要になってくる。また、S U I C Aのように市民が日常生活の中で利便性を実感できるサービスではないことから、普及とか活用を図

る上で課題があると認識している。こうしたことから、住民基本台帳カードを使った付加サービスについては、住民基本台帳の特性や他市との事例、システムの導入の費用対効果などを踏まえるとともに、今、国で社会保障カードの件とか、コンビニでの証明書の交付などが検討されているので、それらの動向を見ながら、今後とも検討していきたいと考えている。

○阿部委員 昨年1年間の発行数はどんな感じだったか。

○鈴木戸籍住民課長 昨年1年間では、公的個人認証の件数は2, 024件だが、カードの発行件数は累計となっているので把握していない。

○阿部委員 把握していないのはよくないという印象を持っているので、しっかりやってほしいのと、相模原関係のカードを家で探したらいっぱいあって、印鑑とか、さがみはらカード、6階の食堂とか、全部入ってしまう話なので、今、図書館のカードとかも話があったが、相模原関係のをいっぱい持っているので、もし活用するのであれば、費用等も新たにかかるし、今後の懸念もあるということで、ことしの状況をもう1回よく考えてやってもらいたい。

○鈴木戸籍住民課長 先ほどの件数だが、1万何件を引くと、昨年1年間で6, 204枚発行している。

○阿部委員 今の件はわかった。引っ越しのサービスとか、いろいろついているサービスも、市民には余り魅力に映っていないという印象を持ったので、さらにもうちょっと有効活用できるもの、いろいろできると思うので、費用をかけないで使ってもらえたらと思う。

消防の関係、224ページの目10非常備消防費のところだと思うが、消防団に入団すると、新入団研修とか幹部研修とかいろいろな研修を行って、私も毎年参加させてもらって、非常に勉強になるが、今どうしても、大学生でもいいとか、働いているだけの人でもいいとか、消防団の人がいないということで、さまざまな方が入ってきている。そうすると、どうしても研修とかの形がなかなか合わなくて、土日の研修というのは、どうしても行けない人とかがたくさん出てきているのが現状かと思っている。もちろん、これは消防団、また、別組織との話もあるが、研修の参加状況とか、どういうふうに移を把握しているのか、その辺の考えを伺う。

○湯舟消防総務課長 消防団員の研修だが、毎年、新たに入団する団員を対象に、訓練礼式から消防団の役割あるいは救急救命の講習等をまず覚えてもらうということで、1日だが、研修してもらっている。勤めている人が多いので、訓練の日時については日曜日に実施して、少しでも多くの方に参加してもらう、こんな計画で事業を展開している。

○阿部委員 状況はわかるが、さまざまな形態に、また、その場に行きやる礼式みたいな部分とか、集団行動とか、実際の救急訓練とか、その必要性はもちろんあるし、継続してってもらいたいと思うが、一方で、私が受けた幹部研修だと、例えば今、硫化水素の問題があって、ちょっと危険なのだというものであれば、その場に行かなくても話は聞けるし、前も提案したが、インターネットで見られるようにしてもいいし、動画でDVDとかCDとかを持って帰って、それを団で見たりとか、いろいろな形ができると思うので、消防団から言われなくてもいいということではなくて、いいものがあれば、お互いに提案し合うような形で、そういうところもどんどん取り込んで、今、新入団員がなかなか入ってくれない状況にあるので、一人一人の団員の機能が落ちないように、また、そういう面で少しずつ、魅力あるというか、実力ある消防団になるように、市でも積極的にいろいろな形で、新しいものも取り込んで支援してもらいたい。

○藤井副担当委員長 担当委員長を交代する。

〔阿部委員、担当委員長に復帰〕

○阿部担当委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、民生費、衛生費の本分科会所管部分及び消防費並びに関連する歳入の審査を終わる。

相模原市財産区特別会計に関して、提出者の説明を求める。

○原財務部長 議案第81号平成20年度相模原市財産区特別会計歳入歳出決算については、本会議で説明したとおりなので、特に追加することはない。

○阿部担当委員長 これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって相模原市財産区特別会計の審査を終わる。

以上で一般会計歳入歳出決算の本分科会所管部分外1件の質疑を終結し、審査を終わる。

お諮りする。本分科会の審査報告については、担当委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○阿部担当委員長 異議ないので、一任願う。

以上で決算特別委員会総務分科会を閉会する。

午後6時46分 閉会